

七ヶ浜町
子ども・子育て支援事業計画

—（平成27年度から平成31年度）—

うみ・ひと・まち 七ヶ浜

TOWN OF SHICHIGAHAMA

目次

第1章	計画策定にあたって	1
1.	策定の趣旨	2
2.	計画の位置づけ	2
3.	計画の期間	3
4.	計画の策定方法	3
第2章	子どもをめぐる現状	4
1.	町の人口・世帯数の推移	5
2.	出生数、少子率、合計特殊出生率の推	6
3.	未就学児の状況・推移	7
4.	保育所・幼稚園等の状況	7
5.	小学校・中学校の現状	8
6.	児童手当・子ども手当の受給状況の推移	10
7.	ひとり親医療費助成対象者数の推移	10
8.	児童の人口推計	11
9.	町が実施したアンケート調査結果より	12
第3章	計画の基本的な考え方	21
1.	基本理念	22
2.	計画の視点	22
3.	計画の体系	23
第4章	計画の内容	24
	つどう ～子どもと親の成長を支える場づくり～	
1.	子育て支援センターの充実	25
2.	子育て情報と学習の機会の提供	26
3.	子どもの健全育成の推進	27
4.	教育環境の充実	28
5.	障害のある子どもへの支援	30

つながる	～地域における子育て支援のネットワークづくり～	
1.	子育てに関する意識啓発の推進	31
2.	地域における子育て支援の充実	33
3.	仕事と子育ての両立の推進	36
4.	子どもを見守る活動の推進	37

ささえる	～子育てを応援する地域づくり～	
1.	親子の健康の確保及び増進	38
2.	子育て支援サービスの充実	41
3.	経済的支援と住環境の整備	43
4.	子どもの安全の確保	45

第5章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業について 47

1.	教育・保育提供の区域設定	48
2.	幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策	50
3.	地域子ども・子育て支援事業	52

第6章 計画の推進に向けて 56

1.	子ども・子育て会議	57
2.	計画に基づく施策の実施状況の公表	57
3.	関係機関・団体等との連携	57

資料編 58

資料1	子ども・子育てに関するアンケート結果	59
資料2	七ヶ浜町子ども・子育て会議	101

あ い さ つ

すこやかな子どもたちの成長を願い

～ つどう・つながる・ささえあう ～

人口減少、少子高齢化による家族形態の変化、就労の多様化、地域のつながりの希薄化など、子ども・子育てを取り巻く環境が大きく変化する中で、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくなく、保育ニーズの多様化も進んでいます。今、国や地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援する、新しい支え合いの仕組みを構築することが時代の要請であり、社会の役割となっています。

本町では、平成 17 年に次世代育成支援対策推進法にもとづく「七ヶ浜町次世代育成支援行動計画(前期計画)」を、平成 22 年には「七ヶ浜町次世代育成支援行動計画(後期計画)」を策定し、社会全体で子育てができる環境づくりに向け、『つどう・つながる・ささえあう』の3つの柱を基本に、若い世代が安心して子どもを産み育てることに夢と希望をもち、自然に恵まれた七ヶ浜で子どもが健やかに成長できるまちづくりを推進してきました。

このたび、子ども・子育て関連3法が平成 24 年 8 月に成立し、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に共通の仕組みを定める「子ども・子育て支援法」にもとづく新制度により、地域住民のニーズを反映した平成 27 年度から 5 年を 1 期とする「七ヶ浜町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

これを機に、七ヶ浜町長期総合計画でうたっている「子育て支援の充実」の施策をさらに推進してまいります。

また、計画策定にあたりまして、大きなお力添えを頂きました「七ヶ浜町子ども・子育て会議」委員の皆さま、「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」やパブリックコメント」などにご協力をいただきました多くの町民の皆さまに心より感謝申し上げます。

平成 27 年 3 月

七ヶ浜町長 渡邊善夫

第1章

計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1. 策定の趣旨

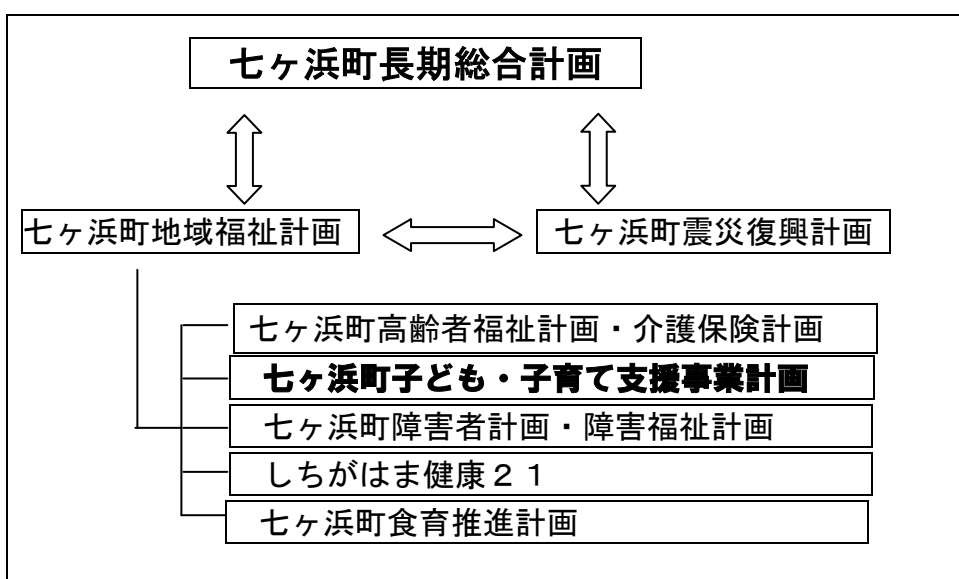
近年、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、日々の子育てに関する助言、支援や協力を得ることが困難になっているなど、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化しております。さらに、少子化傾向により、乳幼児期に異年齢の中で育つという機会が減少しているなど、子どもの育ちをめぐる環境も変容しています。子どもは親にとってはもちろん、社会にとってもかけがえのない存在であり、地域一体となって子どもの成長や子育てをしている親を見守り支えていくことが必要です。

親にとって、安心して子育てができ、子どもたちが地域で明るくいきいきと過ごし、多くの人それぞれの立場で地域の子どもたちに関わり、見守っていくことが必要です。本町では、「次世代育成支援対策推進法」をふまえ、これまで「七ヶ浜町次世代育成支援行動計画」をもとに、安心して子どもを産み育てることができるまちづくりを進めて参りました。今後も、全ての子どもへの健やかな育ちを実現させるため、次世代支援行動計画と子ども・子育て支援事業計画を一本化した「七ヶ浜町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、取り組んでまいります。

2. 計画の位置付け

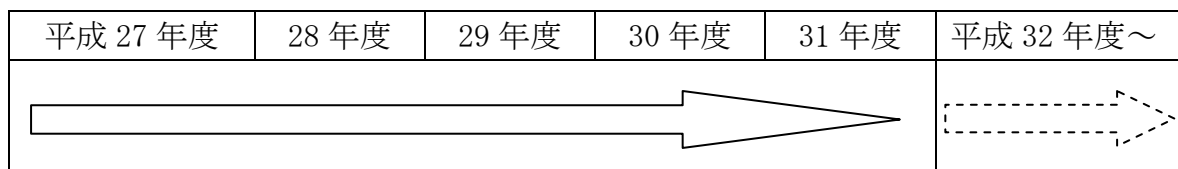
この計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項及び子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づき、すべての子育てで家庭と子どもたちを対象に七ヶ浜町がこれから進めていく子ども・子育て支援対策の目標や方向性を示すものです。

この計画は、地域社会での協働のもと、母子保健・児童福祉・教育やその他子育て支援における環境整備等、総合的に子ども・子育て支援にかかわる施策を推進するものであり、関連する他の計画と連携・調整を図りながら進めてまいります。



3. 計画の期間

この計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針及び子ども・子育て支援法に基づく基本指針に即して、平成27年度から平成31年度までの5か年の計画となります。計画の実施状況や生活環境の変化、社会状況、国や県の施策状況を踏まえ、必要に応じた見直しを行い5年ごとに計画を策定していきます。



4. 計画の策定方法

(1) アンケート調査の実施

子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需要量を把握し、見込みを推計するとともに、子育て支援に係る保護者のニーズを把握するため、未就学児及び就学児童（小学1年生から4年生）の保護者を対象にアンケート調査を実施しております。

■調査対象及び回収状況

未就学児の保護者世帯数	660世帯	就学児童の保護者世帯数	609世帯
回収世帯数	463世帯	回収世帯数	515世帯
世帯回収率	70.2%	世帯回収率	84.6%

■調査実施時期 平成25年11月下旬から12月上旬

(2) 計画の策定体制

策定にあたっては、子育て支援に関わる機関や団体等の代表者からなる「七ヶ浜町子ども・子育て会議」（委員12名）を設置し、地域福祉課（子育て支援センター）を事務局として計画の協議、検討を行いました。

第2章

子どもをめぐる現状

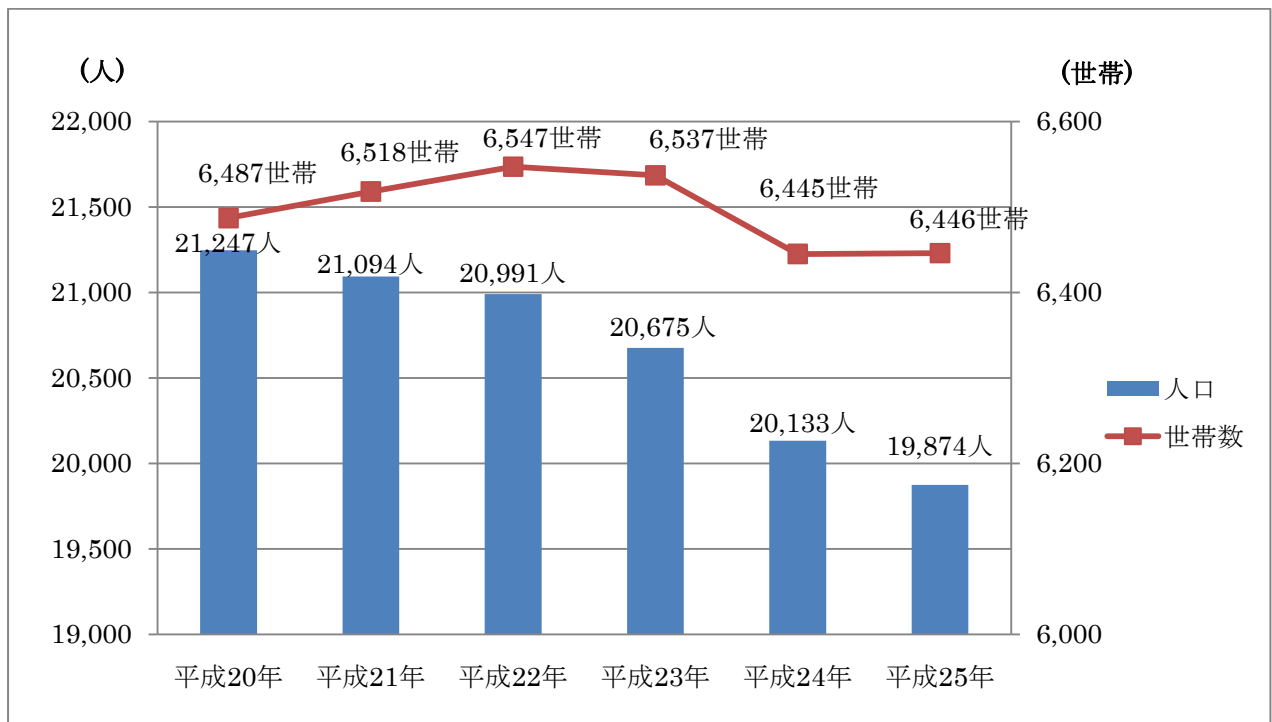
第2章 子どもをめぐる現状

1、町の人口・世帯数の推移

本町の人口は平成16年（21,650人）をピークに微減傾向でありましたが、東日本大震災を契機に一層減少しています。

（各年4月1日現在）

区分	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
人口	21,247人	21,094人	20,991人	20,675人	20,133人	19,874人
世帯数	6,487世帯	6,518世帯	6,547世帯	6,537世帯	6,445世帯	6,446世帯
1世帯あたり 人員	3.28人	3.24人	3.21人	3.16人	3.12人	3.08人
19歳未満の 人口	4,378人	4,256人	4,180人	4,035人	3,833人	3,667人
人口に占める 19歳以下の構 成比	20.6%	20.2%	19.9%	19.5%	19.0%	18.5%



2、出生数・少子率・合計特殊出生率の推移

出生数の減少により、人口に占める子どもの割合が減少しています。

区分	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
出生数	142人	137人	132人	99人	110人	105人
少子率	14.5%	14.2%	14.0%	13.7%	13.3%	13.0%
合計特殊出生率	1.20	1.21	1.18	0.94	1.08	
合計特殊出生率 (国)	1.37	1.37	1.39	1.39	1.41	
合計特殊出生率 (県)	1.29	1.25	1.30	1.25	1.30	

①出生数について

(七ヶ浜町)

出生数は平成21年分までは各年4月1日から3月31日までに生まれた子どもの数

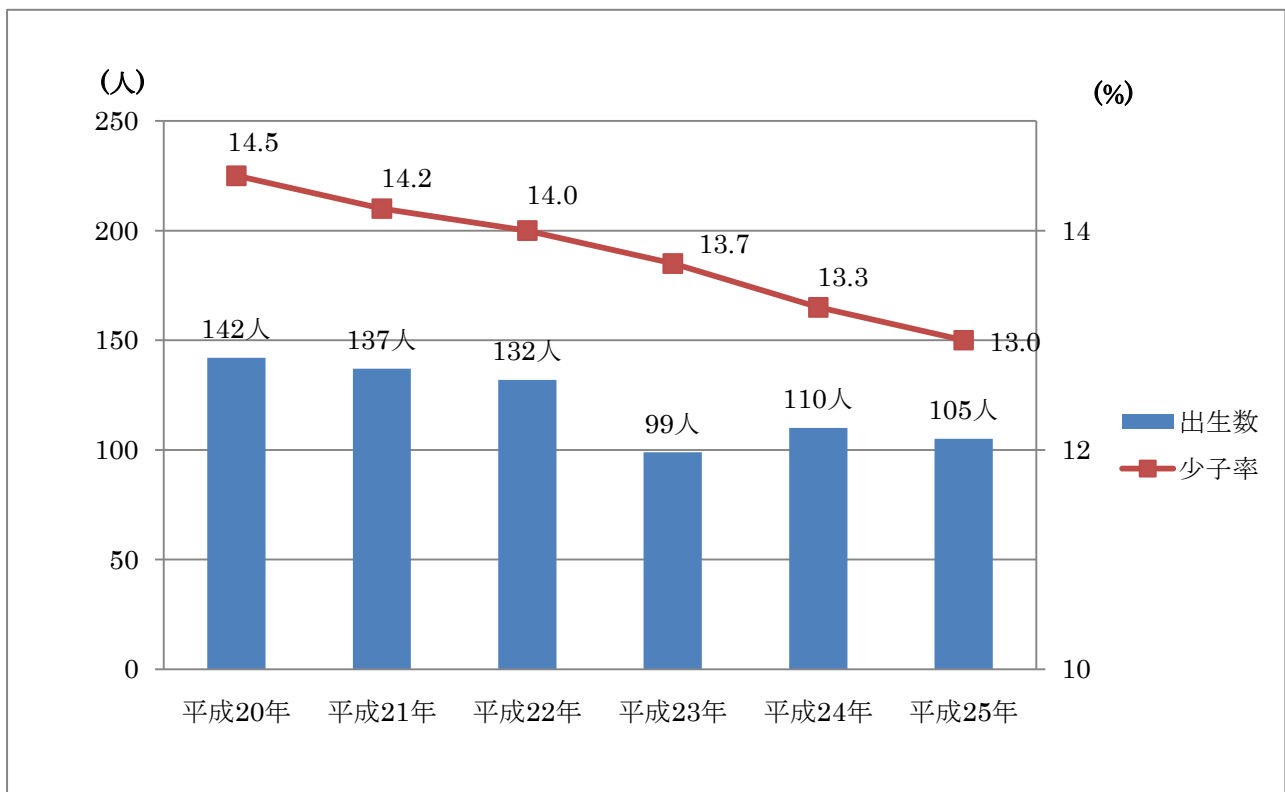
平成22年分からは、1月1日から12月31日までに生まれた子どもの数

(全国・宮城県)

出生数は各年1月1日から12月31日に生まれた数

②少子率とは、15歳未満の人口が総人口に対して占める割合のことです。

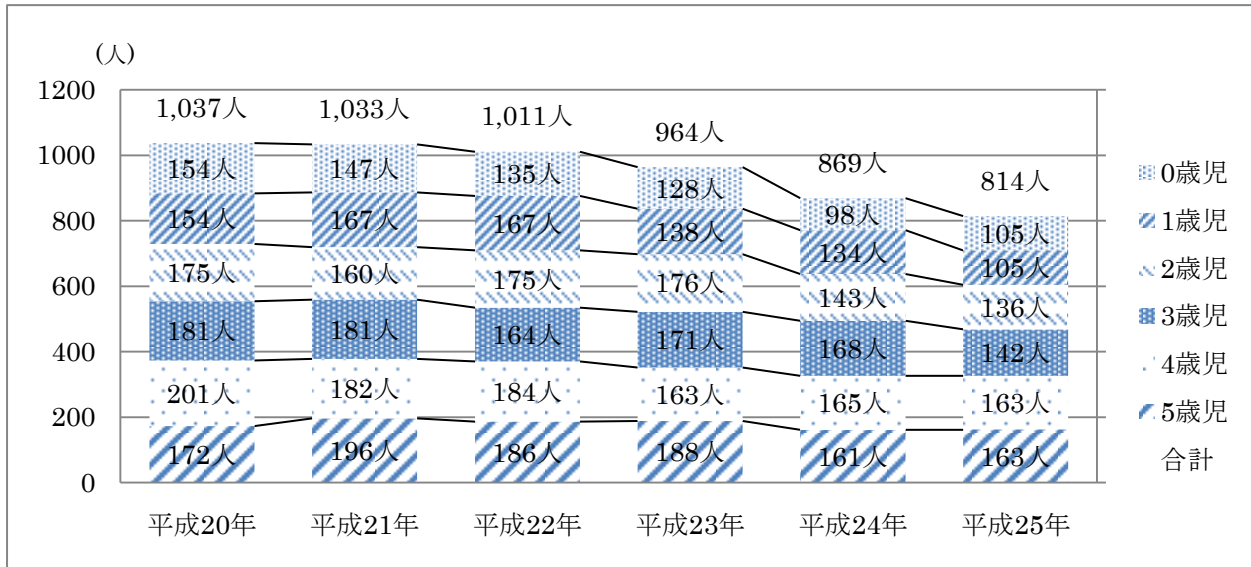
③合計特殊出生率とは、一人の女性が一生に産む子どもの数を示す指標のことです。



3、未就学児の状況・推移

保育所、幼稚園の対象となる5歳までの学年齢児童数は、平成21年の1,033人と比較すると、平成25年は814人となり、219人減少しています。

(各年4月1日現在)



4、保育所・幼稚園等の状況

平成25年4月現在で、七ヶ浜町内における保育所・幼稚園の設置状況は、私立幼稚園が5か所、公立保育所が1か所、認定こども園2か所、心身障害児通園施設が1か所となっています。平成23年4月より認定こども園2か所が開設されたことにより、待機児童の解消となっています。

◆保育所の入所状況の推移

(県調査報告数)

年度	保育所	定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳以上児	合計
20	町立保育所	145人	3人	16人	28人	31人	69人	147人
21	町立保育所	145人	4人	16人	28人	31人	69人	149人
22	町立保育所	145人	6人	22人	26人	27人	75人	150人
23	町立保育所	125人	4人	17人	13人	20人	61人	115人
	認定こども園	50人	5人	6人	10人	12人	7人	40人
	総計	175人	9人	23人	23人	32人	68人	155人
24	町立保育所	45人	3人	6人	18人	10人	41人	78人
	認定こども園	90人	1人	20人	16人	24人	28人	89人
	総計	135人	3人	26人	27人	34人	38人	167人
25	町立保育所	90人	2人	10人	9人	16人	29人	66人
	認定こども園	90人	4人	13人	24人	28人	51人	120人
	総計	180人	6人	23人	33人	44人	80人	186人

◆一時保育・特別保育事業利用の推移(延べ人数) (年度)

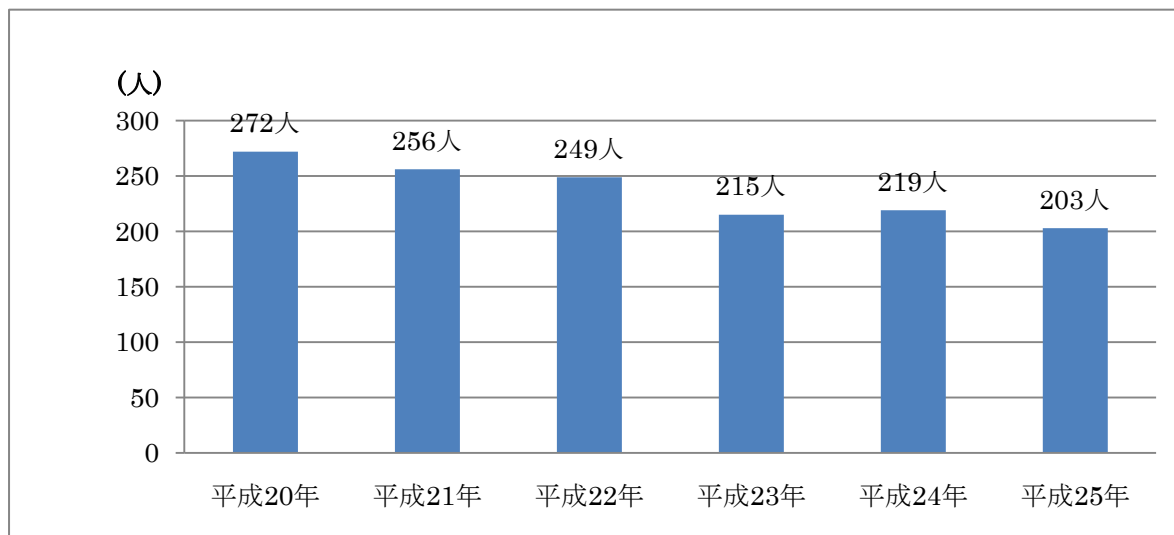
区分	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
私的理由保育	1,066 人	868 人	948 人	605 人	744 人	928 人
緊急保育	52 人	18 人	36 人	78 人	24 人	82 人
特定保育	692 人	650 人	604 人	675 人	853 人	669 人
計	1,810 人	1,536 人	1,588 人	1,358 人	1,621 人	1,679 人

◆心身障害児通園施設(まつぼっくり広場) (年度)

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
通園人数	163 人	104 人	127 人	158 人	346 人
利用日数	58 日	61 日	75 日	46 日	141 日

※開所日数・・・平成 21 年から平成 24 年までは週 1~2 日、平成 25 年は週 4 日になった。

◆幼稚園の入園児数の推移 (各年 5 月 1 日現在)



5、小学校・中学校の現状

町内には、3つの小学校と2つの中学校があります。小学校については、平成 20 年の児童数 1,297 人に対し、平成 25 年は 1,109 人と 188 人減少しています。中学校については、平成 20 年の児童数 712 人に対し、平成 25 年は 635 人と 77 人減少しています。

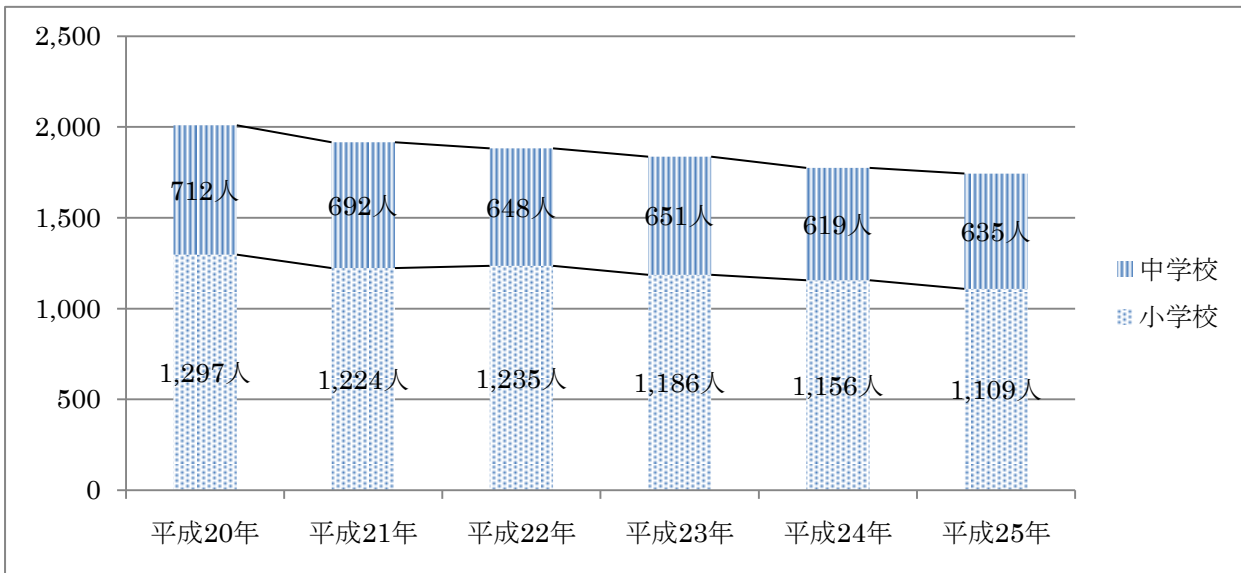
◆小学校の児童数の推移 (各年 5 月 1 日現在)

小学校名	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
亦楽小学校	418 人	364 人	348 人	325 人	304 人	302 人
松ヶ浜小学校	322 人	329 人	368 人	370 人	374 人	372 人
汐見小学校	557 人	531 人	519 人	491 人	478 人	435 人
計	1,297 人	1,224 人	1,235 人	1,186 人	1,156 人	1,109 人

◆中学校の児童数の推移

(各年5月1日現在)

中学校名	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
七ヶ浜中学校	335 人	335 人	306 人	322 人	295 人	300 人
向洋中学校	377 人	357 人	342 人	329 人	324 人	335 人
計	712 人	692 人	648 人	651 人	619 人	635 人



◆留守家庭児童保育館登録児童数

町内 3 小学校に隣接し、留守家庭児童保育館 3 箇所を設置しています。

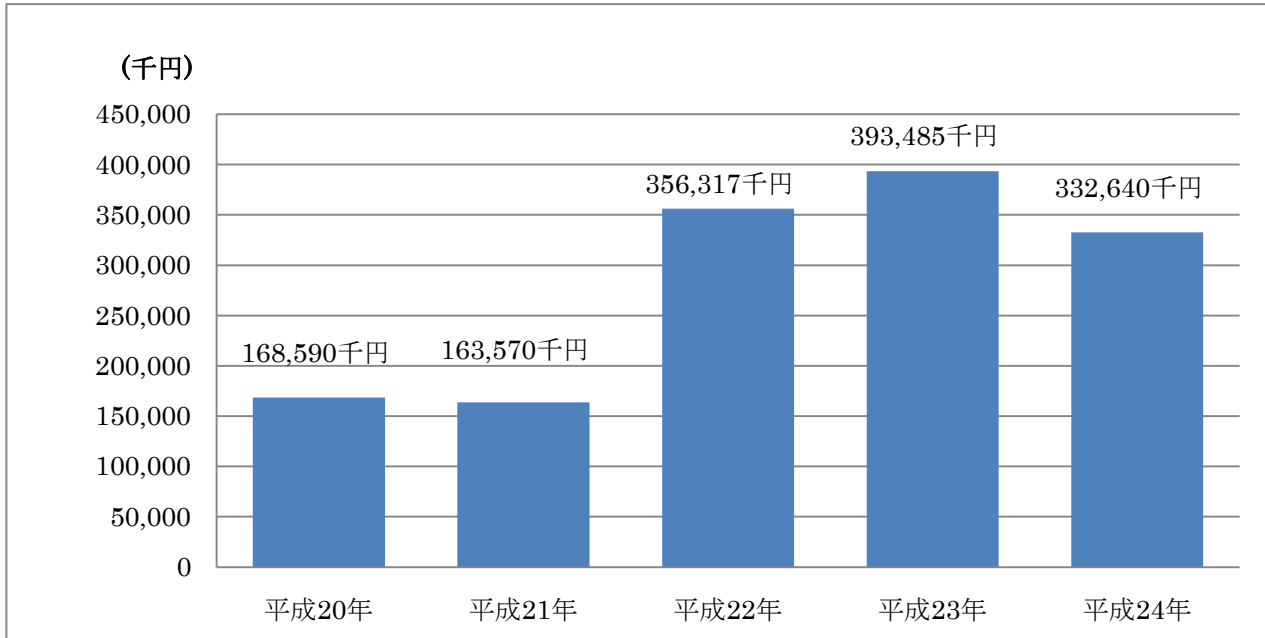
(平成 26 年 4 月 1 日現在)

区 分	1 学年	2 学年	3 学年	合 計	備 考
はまぎく児童保育館	24 人	11 人	22 人	57 人	汐見小学校
さくら児童保育館	6 人	5 人	6 人	17 人	亦楽小学校
まつかぜ児童保育館	18 人	13 人	11 人	42 人	松ヶ浜小学校
計	48 人	29 人	39 人	116 人	

区 分	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
はまぎく児童保育館	69 人	69 人	59 人	41 人	41 人	42 人
さくら児童保育館	33 人	29 人	27 人	33 人	30 人	26 人
まつかぜ児童保育館	23 人	27 人	42 人	43 人	40 人	37 人
計	125 人	125 人	128 人	117 人	111 人	105 人

6、児童手当・子ども手当の受給状況の推移

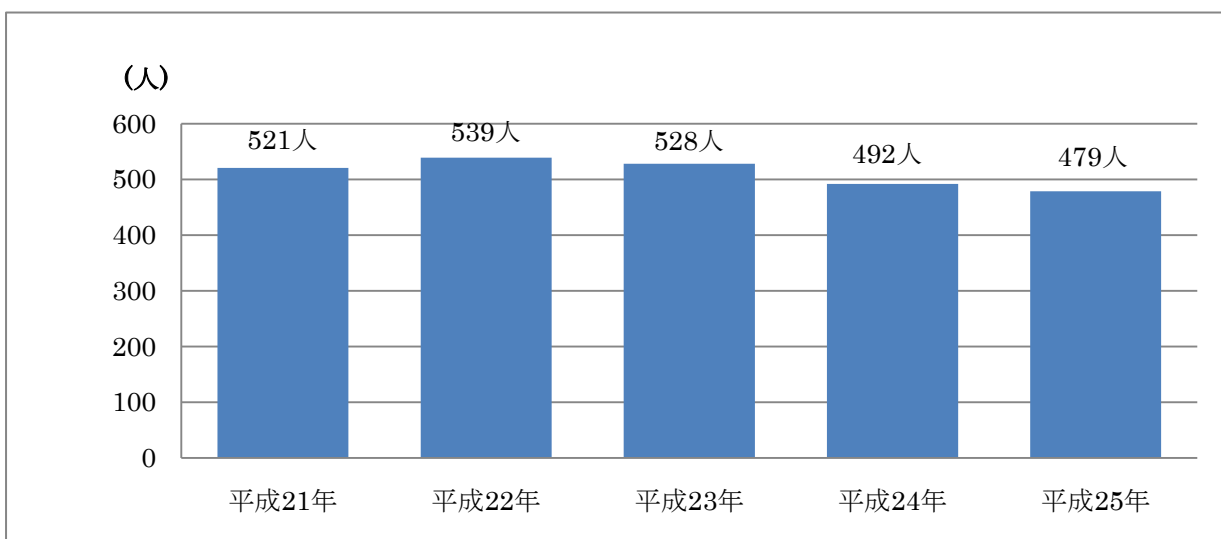
平成 21 年度までは、児童手当での支給が小学校修了前までが対象でしたが、平成 22 年 4 月から平成 23 年 9 月までは子ども手当となり中学生まで支給対象が変更になりました。平成 23 年 10 月から子ども手当(特別措置法)を経て、平成 24 年 4 月から児童手当での支給となっています。



7、ひとり親医療費助成対象者数の推移

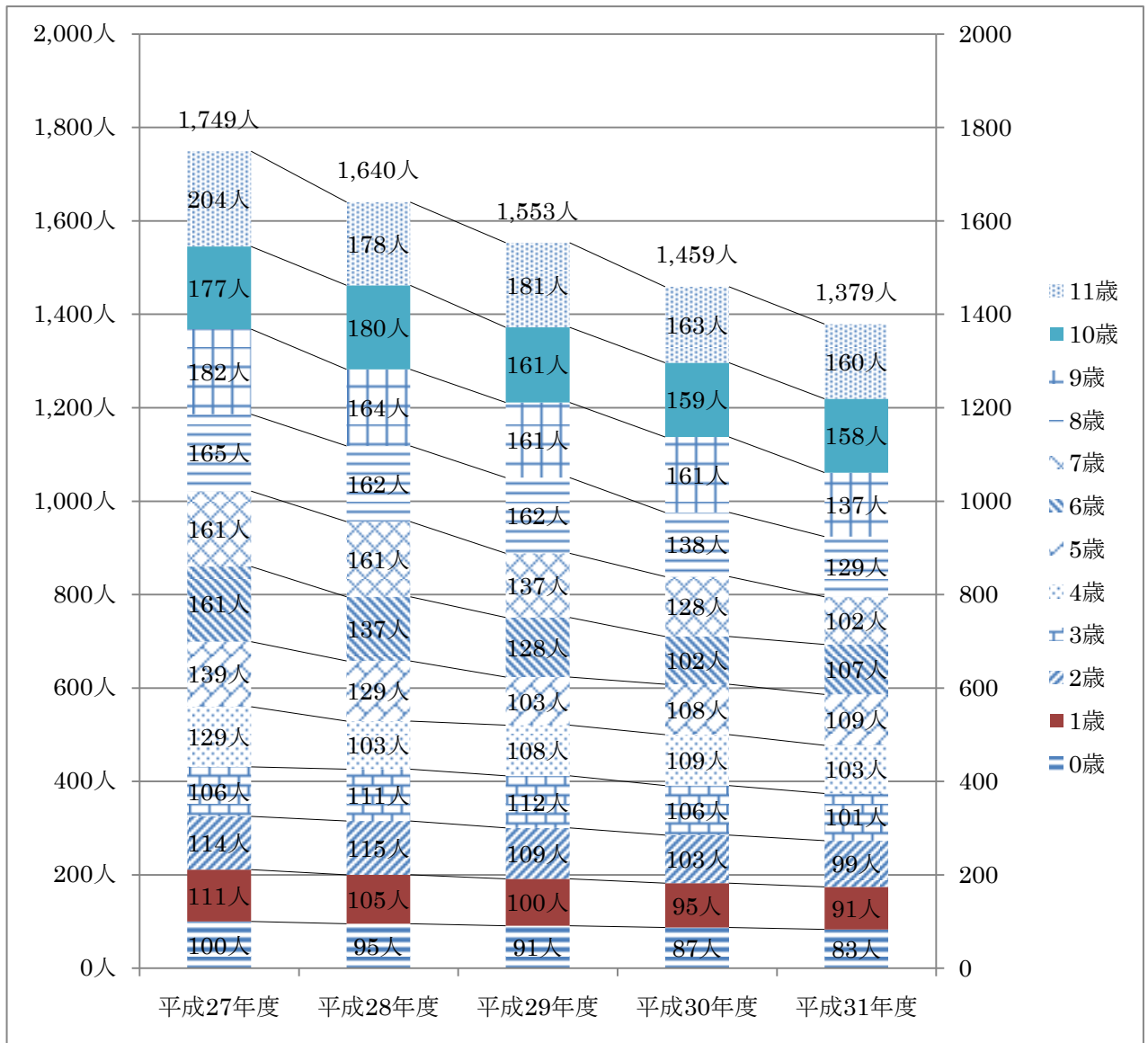
ひとり親医療費助成対象者は、平成 21 年の 521 人から平成 25 年の 479 人と 42 人減少となっています。

(各年 4 月 1 日現在)



8、児童の人口推計

平成20年から平成25年の住民基本台帳を基に、児童人口をコーホート変化率法により推計したところ、平成31年の児童人口は1,379人と予測されます。



資料：平成20年から平成25年の住民基本台帳を基にコーホート変化率法による推計

※コーホート法による人口推計とは

コーホートとは、ある年(期間)に生まれた集団のことをいい、コーホート法とは、その集団のある期間の人口変化を観察することで将来人口を推計する方法である。

9、町が実施したアンケート調査の結果より

1) 世帯状況について

◆ひとり親家庭

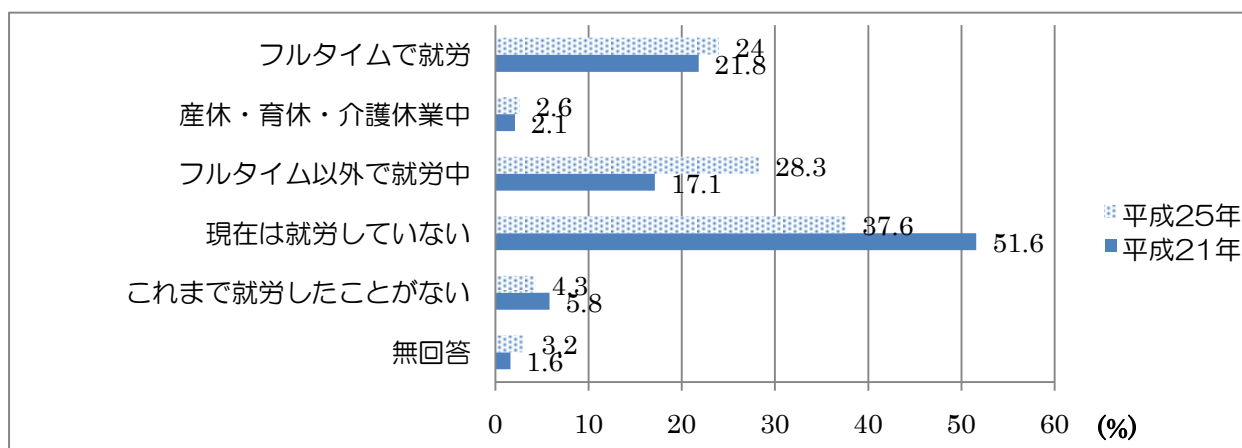
年 度	未就学児の保護者		就学児の保護者	
	平成 21 年	平成 25 年	平成 21 年	平成 25 年
ひとり親家庭	5.1%	8.8%	11.6%	9.7%

(H21年・・・次世代育成支援に関するニーズ調査より)(H25年・・・子ども・子育てに関するニーズ調査より)

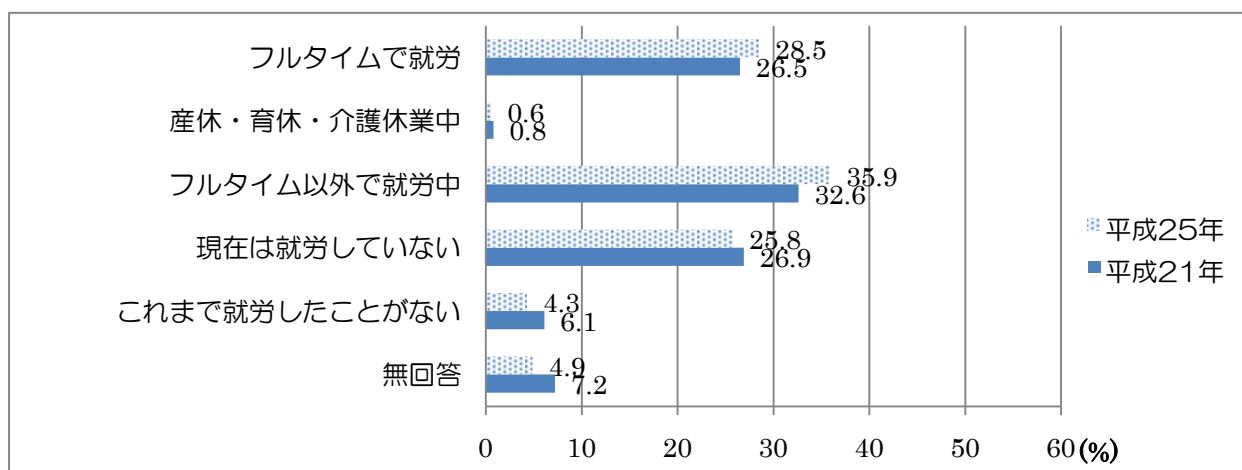
2) 保護者の就労状況について

◆母親の就労状況

(未就学児)



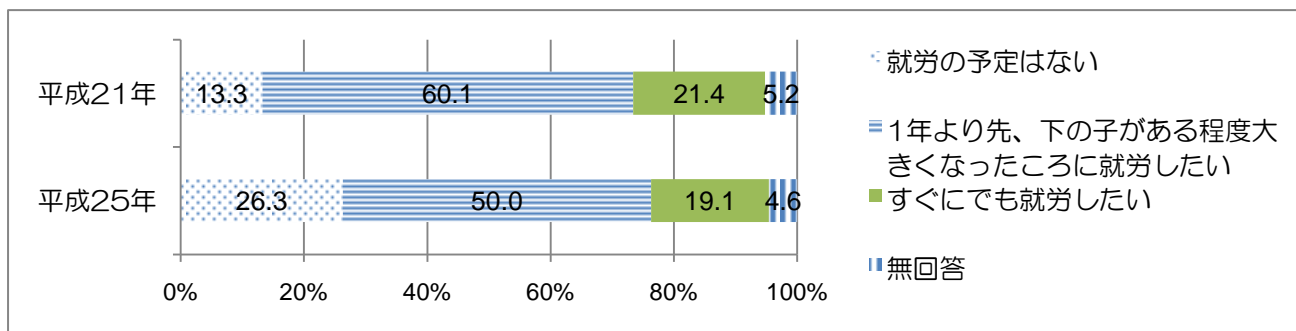
(就学児)



未就学児・就学児の保護者(母親)の就労状況は、「フルタイムで就労」「フルタイム以外の就労」とも前回より率が上がっている。特に未就学児の保護者(母親)では「フルタイム以外の就労」の率が上がっています。

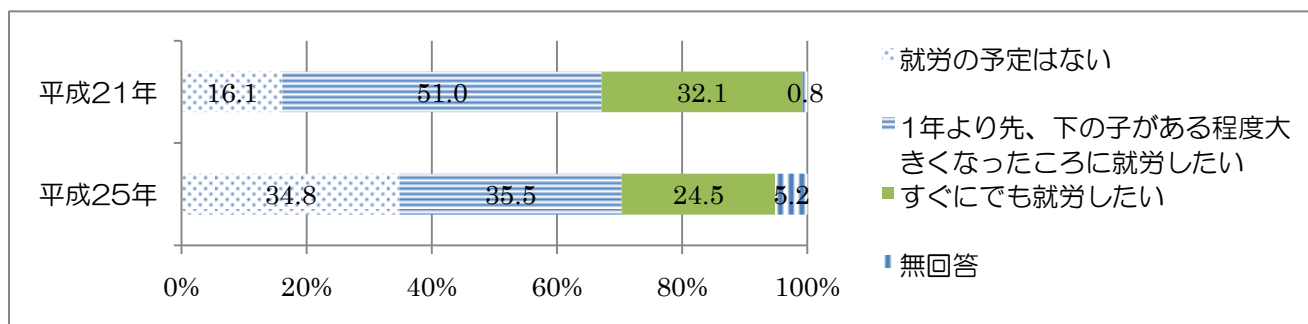
3) 現在、就労していない保護者(母親)で今後就労希望について

(未就学児)



平成21年の調査では「1年先、下の子がある程度大きくなったところに就労したい」が60.1%と最も多いです。一方、「就労の予定はない」13.3%となっています。平成25年の調査でも「下の子がある程度大きくなったところに就労したい」が50.0%と多く、一方、「就労の予定はない」26.3%となっています。平成21年の調査時よりも平成25年は就労希望率が12.4%下がっています。

(就学児)



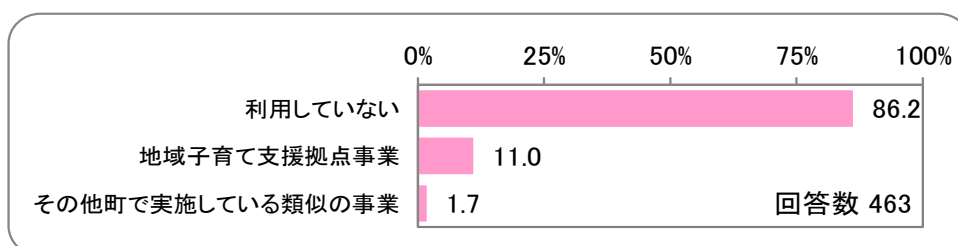
未就学児と同様、平成21年の調査では「1年より先、下の子がある程度大きくなったところに就労したい」が最も多く51.0%となっています。次には「すぐにでも就労したい」が32.1%となっています。

平成25年でも「1年より先、下の子がある程度大きくなったところに就労したい」が最も多く35.5%、次には「就労の予定はない」が34.8%となっています。平成21年の調査時よりも就労希望率が平成25年では23.1%下がっています。

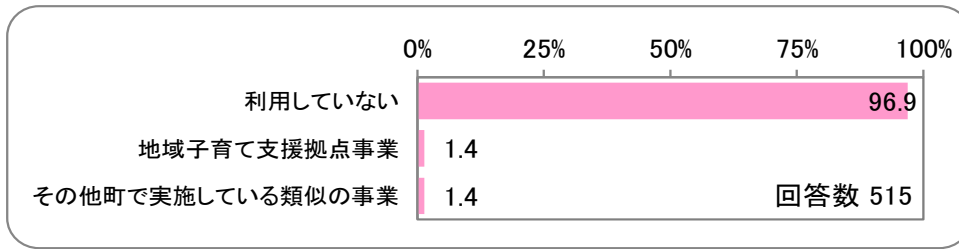
4) 地域子育て支援拠点事業の利用について

◆地域子育て支援拠点事業を利用していますか。

(未就学児)



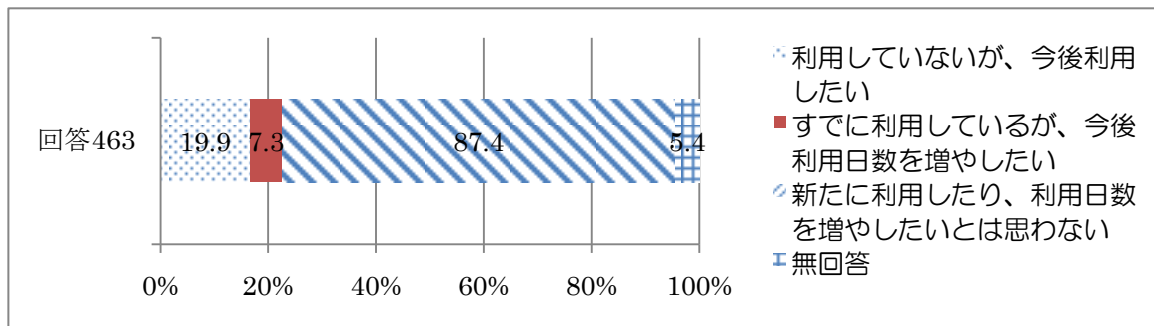
(就学児)



「地域子育て支援拠点事業」を利用しているという回答は、未就学児では 11.0%、就学児は 1.4%と、どちらも低い利用率となっています。

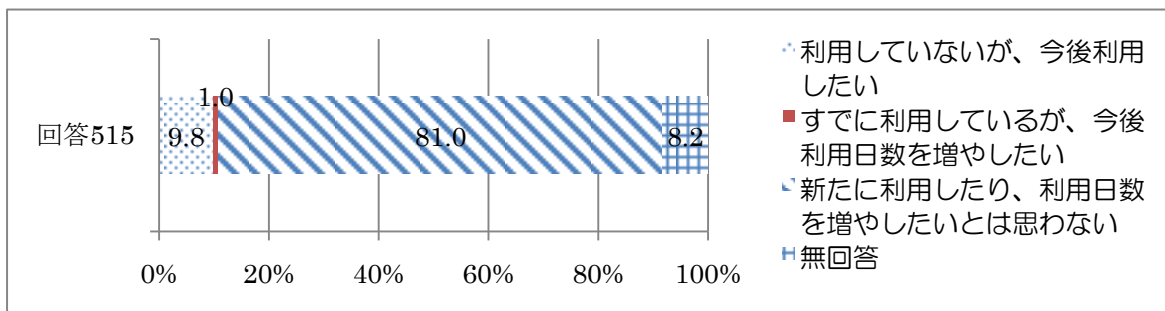
◆今後の利用希望について

(未就学児)



回答者の 3 割弱は新規の利用あるいは利用日数の増加を希望しているが、7 割は現状維持の意向を示しています。利用しやすい環境づくりが今後の課題とされます。

(就学児)

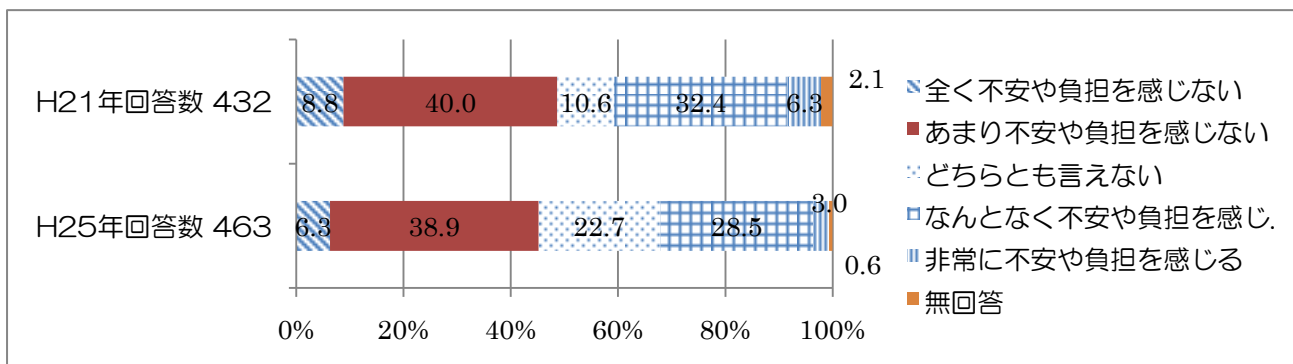


8 割は現状維持の意向を示していますが、1 割は新規の利用あるいは利用日数の増加を希望しています。

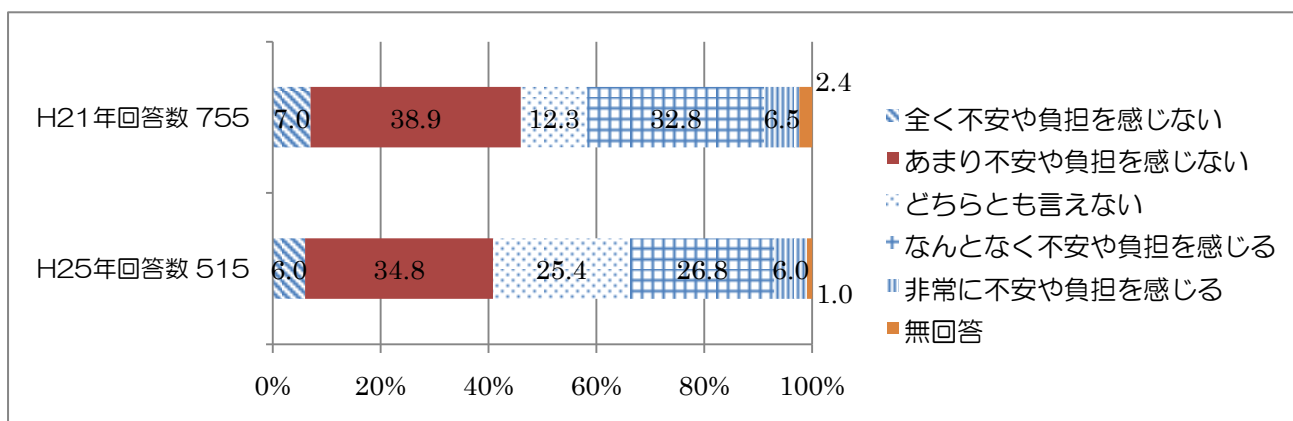
5) 子育てに関する保護者の意識

◆子育てに関する不安感・負担感について

(未就学児)



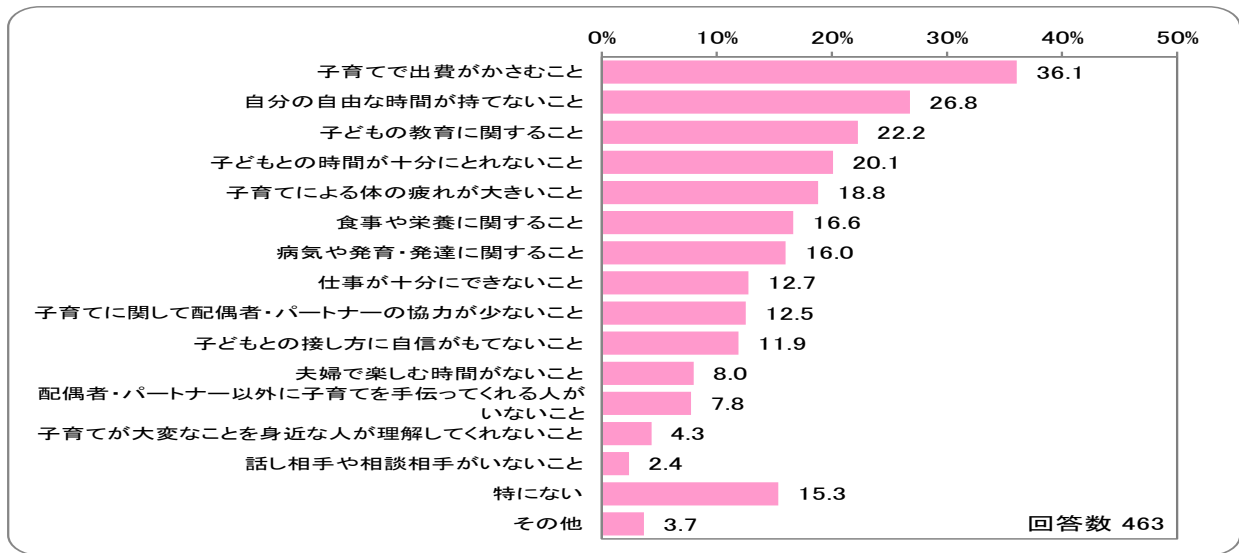
(就学児)



「まったく不安や負担を感じない」「あまり不安や負担を感じない」を合わせるとH21年の調査とH25年の調査とも40%台で、大きな差は見られませんでした。しかし「どちらともいえない」という回答がH21年の倍になっています。

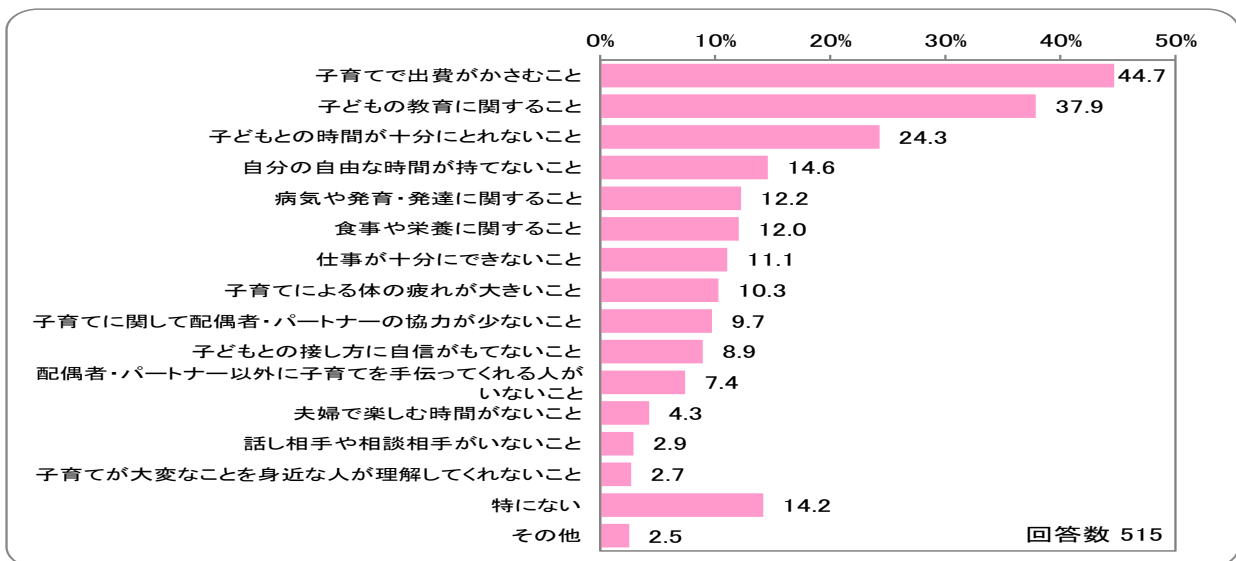
◆子育てをするうえでの負担や悩みについて(複数回答)

(未就学児)



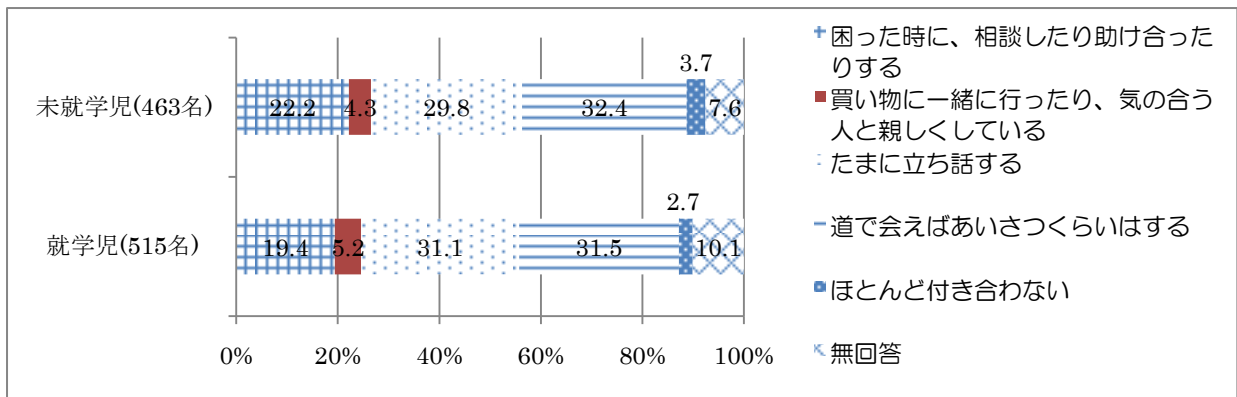
「子育てで出費がかさむこと」が36.1%と最も多く、次いで「自分の自由な時間がもてないこと」(26.8%)「子どもの教育に関すること」(22.2%)の順になっており、4割近くが経済面での負担を感じているようです。一方で「特になし」という回答が15.3%になっています。

(就学児)



「子育てで出費がかさむこと」が44.7%と最も多く、次いで「子どもの教育に関すること」(37.9%)「子どもとの時間が十分にとれないこと」(24.3%)の順になっており、半数近くが経済面での負担を感じているようです。

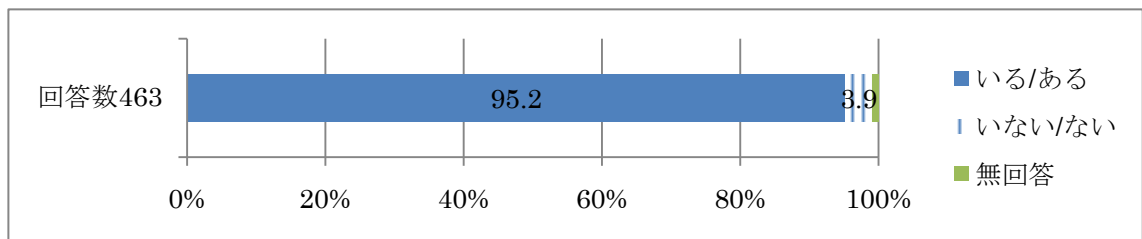
◆日頃、隣近所の方とどのようなお付き合いをしていますか。



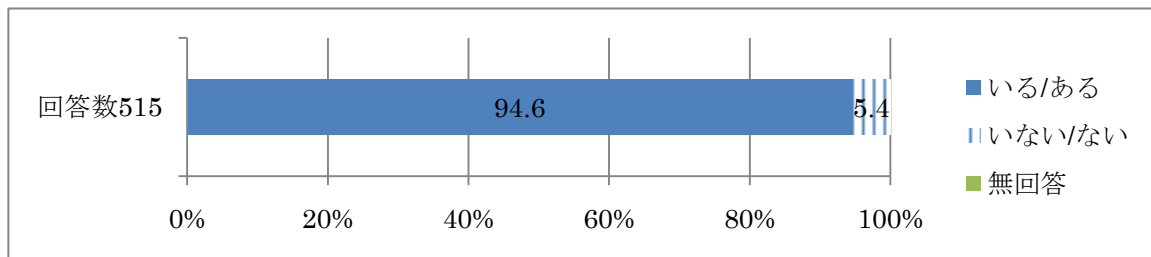
「道であえばあいさつくらいはする」が最も多く、次いで「たまに立ち話をする」「困っているときに、相談したり助け合ったりする」の順になっている。「ほとんど付き合わない」という回答は少数となっています。ほとんどの回答者が程度の差はあるが、何らかのかたちで近所付き合いをしているという結果になっています。

◆子育てをするうえで、気軽に相談できる人はいますか。また、相談できる場所がありますか。

(未就学児)



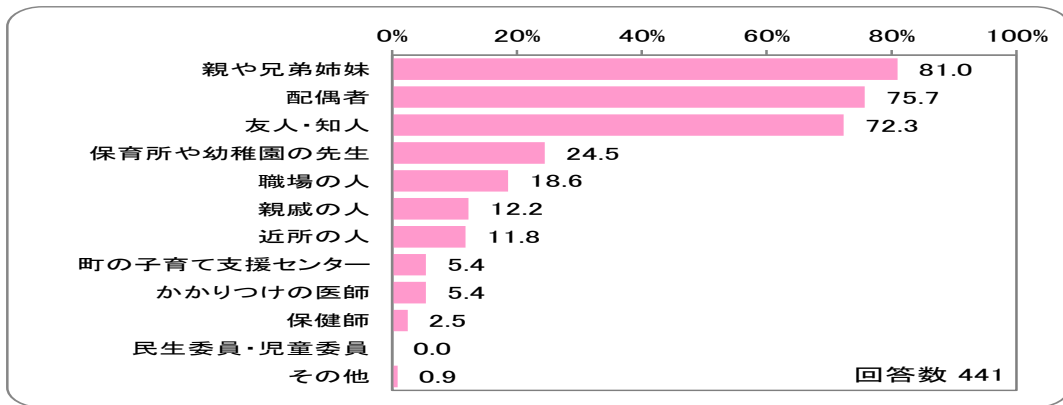
(就学児)



相談できる人(場所)については、未就学児・就学児とも回答者のほとんどが「いる/ある」という結果になっています。

◆子育て(教育を含む)に関して、気軽に相談できる先は誰(どこ)ですか。

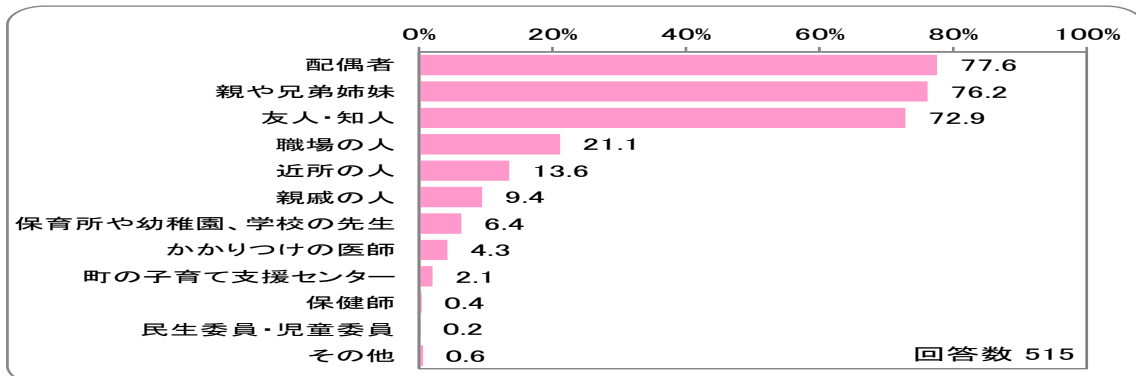
(未就学児)



「親や兄弟姉妹」がもっとも多く(81.0%)、次いで「配偶者」(75.7%)、「友人・知人」(72.3%)の順になっている。親族をはじめ友人や知人など、身近な人に相談しやすいという結果になっている。

また、「保育所や幼稚園の先生」など、子どもとの関わりが多い相手にも気軽に相談できるという回答もみられました。

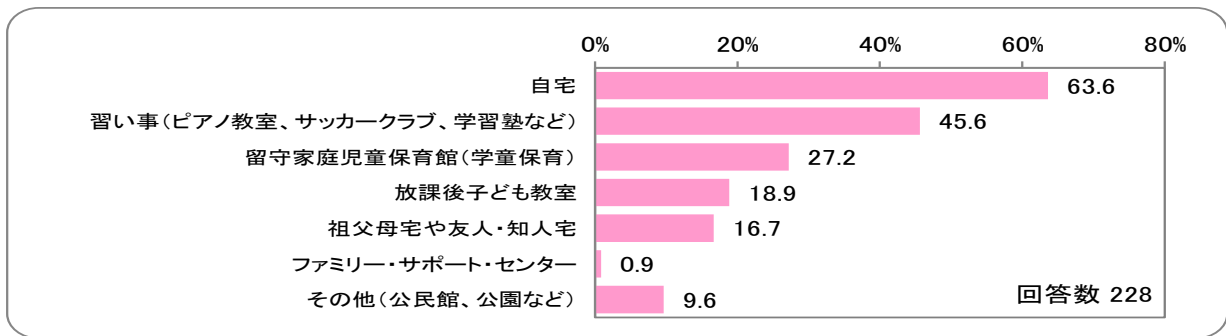
(就学児)



「配偶者」が最も多く(77.6%)、次いで「親や兄弟姉妹」(76.2%)、「友人・知人」(72.9%)の順になっている。配偶者をはじめ友人・知人など身近な人に相談しやすいという結果になっています。

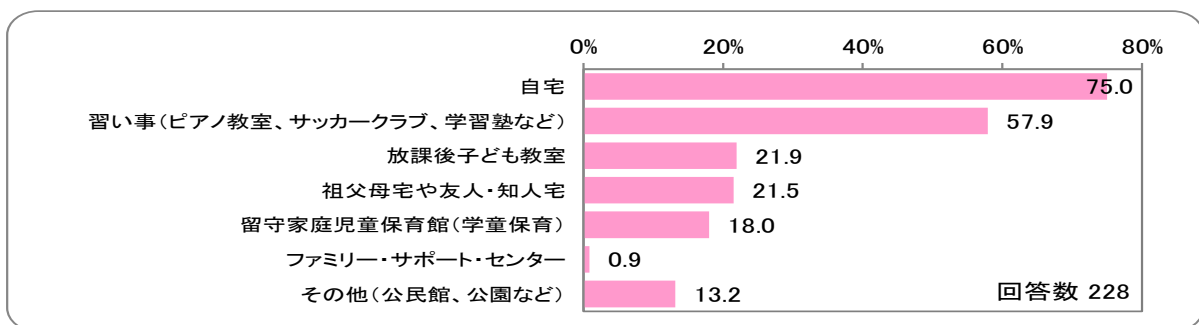
6) 小学校就学後の放課後の過ごし方について

- ◆小学校低学年(1~3年生)のうちは放課後をどのような場所で過ごさせたいのか
(未就学児)



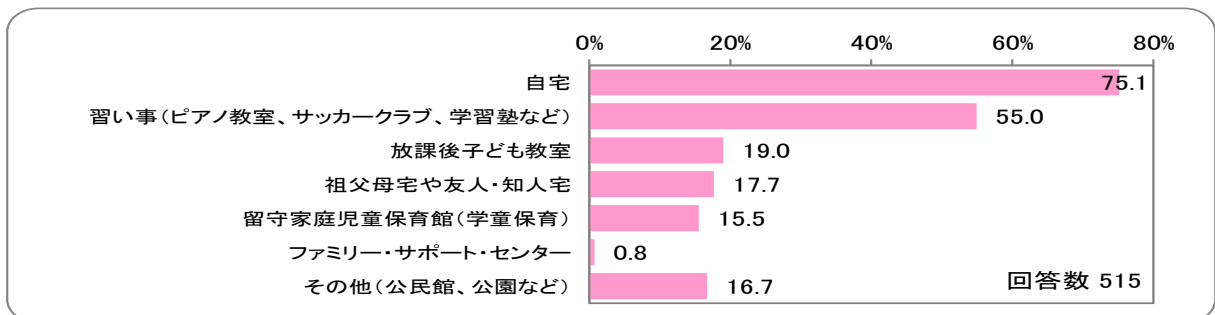
「自宅」が6割以上を占めている。それ以外では「習い事等」45.6%、「留守家庭児童保育館(学童保育)」27.2%の順になっています。

◆小学校高学年(4～6年生)になったら放課後をどのような場所で過ごさせたいのか
(未就学児)



低学年の利用希望と比べて「留守家庭児童保育館(学童保育)」の割合が1割低くなっており、その分「自宅」の割合が高くなっています。

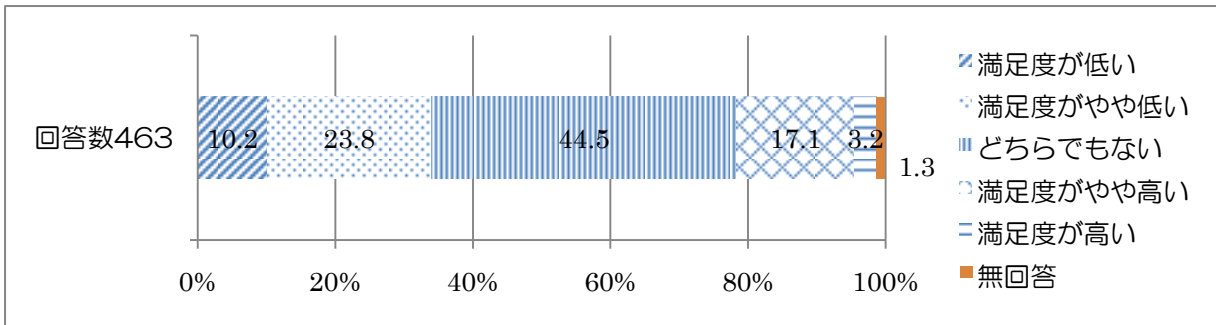
(就学児)



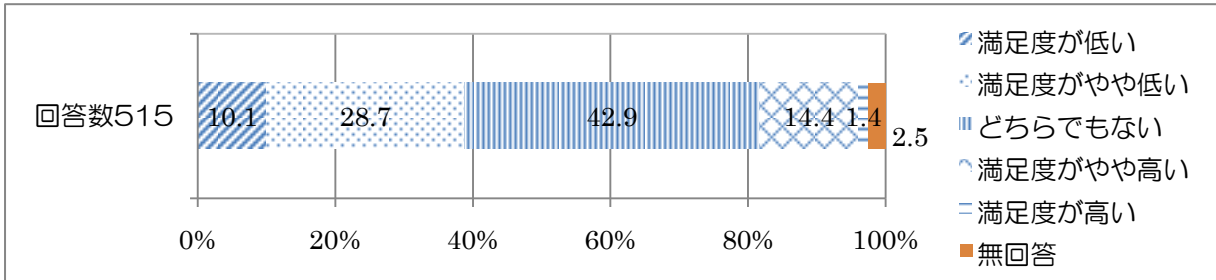
高学年での「留守家庭児童保育館(学童保育)」の利用希望の割合は低学年の利用希望より1割以上低くなっています。やはり自宅や習い事で過ごしたいという希望が高くなっています。

7) 子育て支援に対する要望等

◆地域における子育て支援への満足度について
(未就学児)



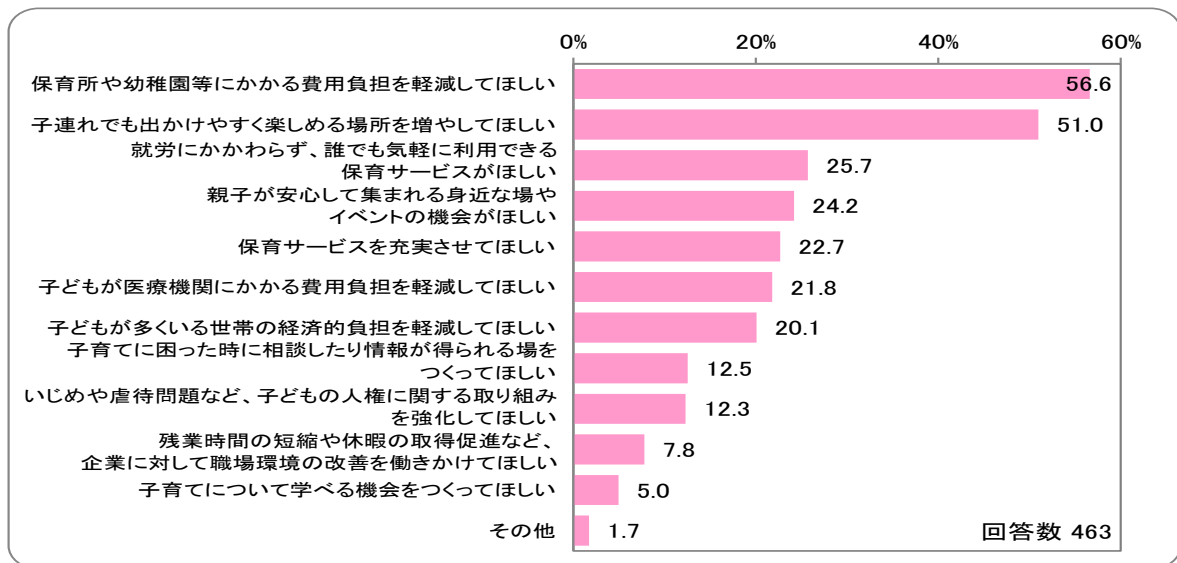
(就学児)



「満足度が高い」「満足度がやや高い」が未就学児では 20.3%、就学児では 15.8%と、「満足度が低い」「満足度がやや低い」よりも低い率ですが、「どちらでもない」が未就学児 44.5%、就学児 42.9%と高い率を示しています。

◆子育て支援に対する要望(複数回答)

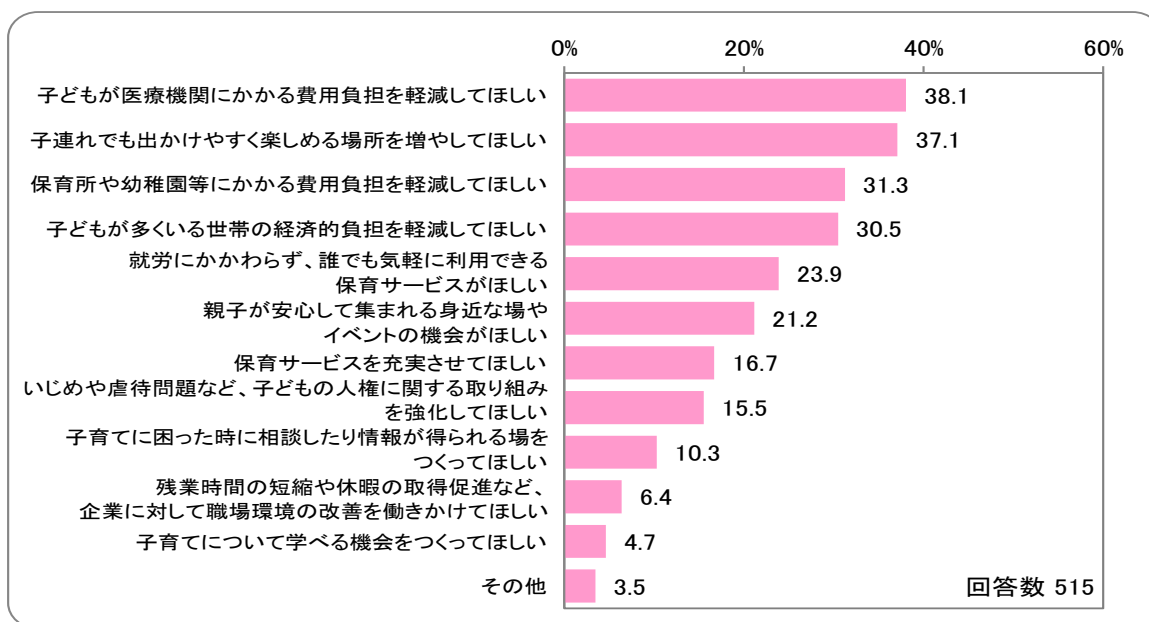
(未就学児)



保育料や医療費など経済面での支援充実を期待している意見が多くなっています。また子連れでも気軽に出かけられる場所やイベントなど、子育て世代にやさしい環境づくりを期待する声や、保

育サービスの充実を期待する声も目立っています。

(就学児)



医療費の負担軽減や、子どもが多い世帯への経済的な支援を期待する意見が多くなっています。また子連れでも気軽に出かけられる場所やイベントなど、子育て世代にやさしい環境づくりを期待する声や、保育サービスの充実を期待する声も目立っています。

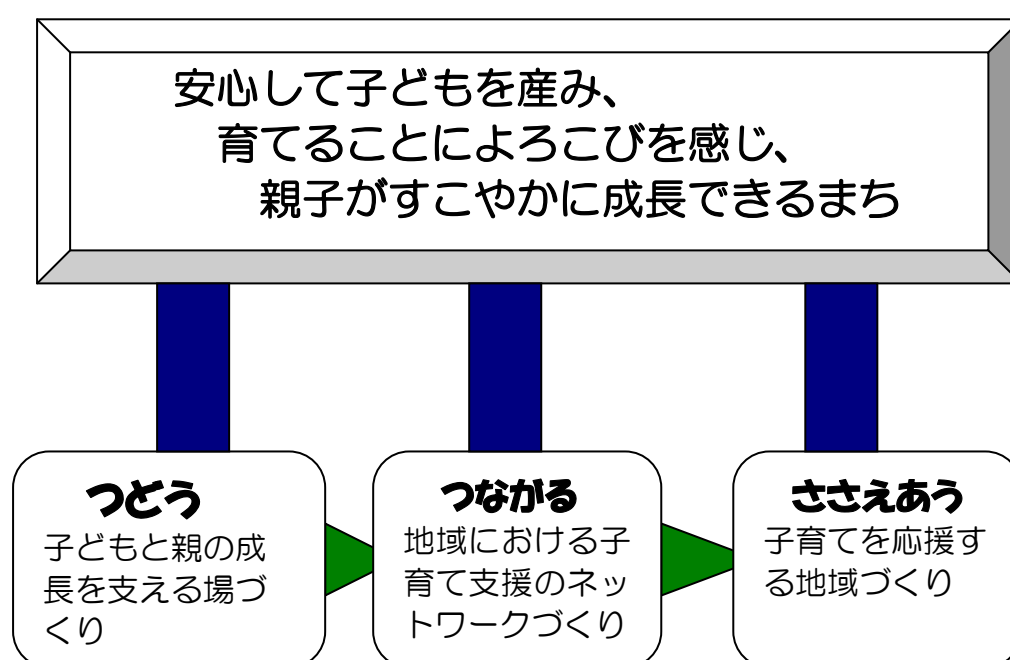
第3章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

子どもは社会の希望であり、未来を創る力です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、ひとりひとりの子どもや保護者の幸せにつながります。私たちは、子どもたちを地域全体で見守り、育てていかなければなりません。子どもたちが心身ともに健やかに育つためには、家庭・学校・地域・企業・ボランティア等を含めた地域全体の協力と連携が求められます。そして、子どもを産み、子育てをしたいと思える地域社会を築くことが大切です。このことから、七ヶ浜町における子育て支援の基本コンセプトを**つとづ・つながる・ささえあう**の3つの柱として計画します。



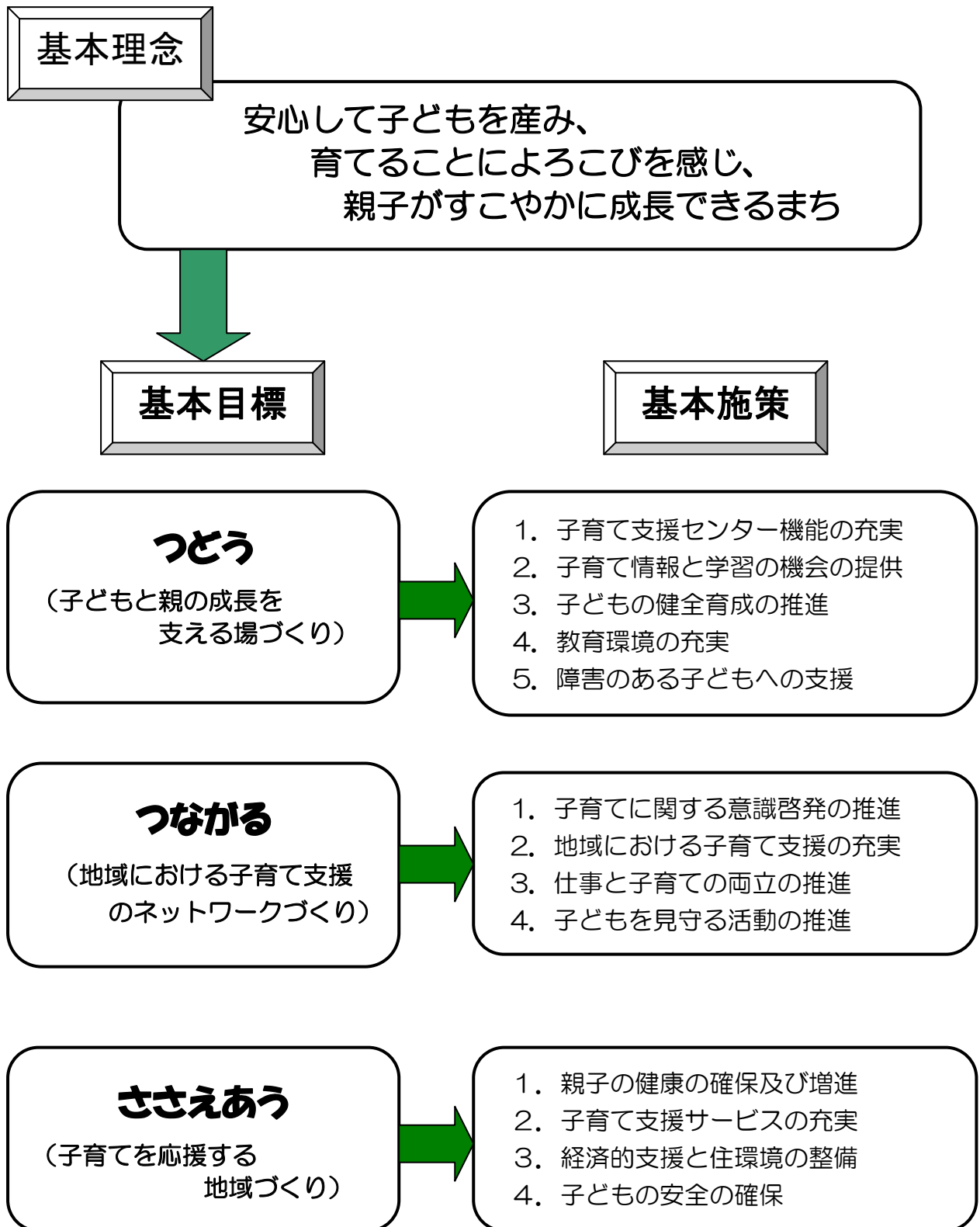
2. 計画の視点

計画の策定にあたり、次の視点を重視し、施策の立案、展開を図ります。

- 子どもを主体的に考える
- 子育ての基本は家庭である
- 父母や家族が協力しあい子育てする
- 子育て家庭をみんなでささえる
- まちの資源（ひと・もの・しぜん）を活かす

3. 計画の体系

基本理念、基本目標のもと、子どもと子育て家庭に関する施策の展開を図ります。



第4章

計画の内容

第4章 計画の内容

つどう

～子どもと親の成長を支える場づくり～

■基本施策 1. 子育て支援センター機能の充実

子育て中の親が地域で安心して子育てができるよう、子育て支援センターを中心に、相談や支援の場づくりを充実します。

取り組み	概要及び主な事業	後期計画	平成27年度以降の目標
		平成22年度から平成26年度までの実績	
子育て支援センター事業の推進	地域の多様なニーズに対応した総合的な子育て支援活動や子育て環境づくりについて関係課と連携しながら推進します。	平成25年度子育て支援センターが移設し、すまいる広場(自由来所)の開放日が毎日に拡大され、利用しやすくなりました。利用人数も増加しました。	充 実
つどいの場の充実 ・キッズルーム ・すまいる広場	キッズルームは中央公民館に、すまいる広場は子育て支援センターに設置し、未就学児の子を持つ親子が気軽に集い、相談・交流ができる場の充実を推進していきます。	平成25年度利用状況 ・キッズルーム延べ1,206人、 ・すまいる広場延べ2,972人 年々利用者が増加し交流を深められました。	継 続
親子ふれあいイベントの充実	子育て仲間が一同に「つどい」、交流を深めながら互いに「学び」「支えあう」ことのできるイベントを開催します。 ・親子すまいるフェスタ ・春「親子ふれあい遠足」 ・秋「やきいも&芋煮会」 ・冬「クリスマス会」等	0歳児から3歳児までの親子かが、多く参加しています。子どもの年齢や発達に応じた内容の遊びを提供することで、親子関係を豊かにし、子育てを喜び合う時間を共有することができる場になりました。	充 実

■基本施策 2. 子育て情報と学習の機会の提供

親が自信と責任感をもって家庭での子育てができるよう、相談事業を充実するとともに、多様な子育てに関わる情報や学習の機会の提供を推進します。

取り組み	概要及び主な事業	後期計画	平成27年度 以降の目標
		平成22年度から 平成26年度までの実績	
子育て相談窓口の充実	子育て支援センター、健康増進課、教育総務課、生涯学習課及び遠山保育所が窓口となり、相談体制の充実を推進します。	身近で安心できる雰囲気の中で、子育てに関する悩みや疑問を相談できる体制づくりを進めました。	充 実
子育て教室の充実	交流の場を提供し、子育てに関する知識と情報を提供します。 ・ベビーマッサージ ・あそぼ・あそぼ ・親子あそび 等	各種教室の開催により、親子で楽しむこと、また、他の親子と親しくなる機会が増える場になりました。	継 続
子育て支援サービスに関する情報提供	子育て支援センターが情報を一元的に把握し、保護者等への情報発信を進めていきます。	子育て支援センターでは、毎月1回「すまいる通信」の発行をしました。 配布場所は ・子育て支援センター ・役場受付 ・母子健康センター ・生涯学習センター ・応急仮設住宅集会所 ・まつぼっくり広場等	継 続
家庭教育の充実	育児ゆうゆう広場、家庭教育セミナー、図書センター事業等（生涯学習課が主催）で、子育て相談や親子の交流、講演会等の学習の機会や情報を提供し、家庭教育の充実を図ります。	様々な交流活動をとおして、母親同士の交流や連携が図られました。	継 続

■基本施策 3. 子どもの健全育成の推進

子どもが地域において自主的に参加し安全に過ごすことができるような子どもの居場所づくりに努め、子どもの健全育成の推進を図ります。

取り組み	概要及び主な事業	後期計画	平成27年度以降の目標
		平成22年度から平成26年度までの実績	
放課後児童の健全育成事業の推進	児童で下校後保護者等が家庭にいない者を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図っていきます。	平成22年度に第3児童保育館、平成24年度に第2児童保育館を改築し、町内3箇所で開催しました。	拡充 対象児童の拡大及び第1児童保育館改築予定
総合型地域スポーツクラブとの連携	子どもたちの放課後の居場所づくりとして、小学校を拠点に健全育成を図っていきます。 ・ゆめキッズ教室 事業主体： NPO 法人アクアゆめクラブ	平成17年度から実施。 平成26年度登録状況 ・松ヶ浜小学校 5人 ・汐見小学校 25人 ・亦楽小学校 5人 週1回実施しました。	拡充 児童保育館と放課後子供教室の連携等の検討
学校施設の開放	放課後や休日における体育館、運動場等の学校施設の開放を行います。	学校教育に支障のない範囲で、町民の利用に供することで、生涯学習及びスポーツの推進を図りました。 小学校3校・中学校2校	継続
児童遊園等での遊び場の確保	児童遊園や都市公園等の管理を一元的に行い、児童の遊び場を確保するとともに、各種公園等の整備を図っていきます。	地域住民の協力により、清掃、除草等を行い、児童の遊び場を確保しています。 遊具点検を定期的実施し安全対策に努めました。 ・児童遊園 11箇所 ・遊具のある公園 17箇所 ・農村公園 2箇所	継続

■基本施策 4. 教育環境の充実

次代の担い手である子どもたちが、豊かな心・健やかな身体・確かな学力を育み、更に、大人となって家庭をつくり、子どもを育むことの大切さや意義を理解できる教育環境の整備を推進します。

取り組み	概要及び主な事業	後期計画	平成27年度以降の目標
		平成22年度から平成26年度までの実績	
スポーツ環境の整備	スポーツフェスタin七ヶ浜で、幼児期から気軽にスポーツのできる環境づくりに努めます。また、スポーツ少年団活動や公民分館活動を通して地域住民のコミュニティの形成を図ります。	平成26年度スポーツ少年団 ・加盟団体数 11 団体 ・登録者数 288 人 各スポーツ分野で活躍されています。	継 続
芸術文化環境整備	舞台芸術活動に関わる参加者の人材育成と七ヶ浜独自の芸術発信と、いきいきしたまちづくり、ひとづくりに努めます。 幼児・児童・生徒を対象とした文化鑑賞や親子・子ども参加の芸術文化事業・行事の推進を図ります。	七ヶ浜国際村舞台芸術育成事業として、毎週木曜日に定期レッスンを行っています。 平成26年度 Groove 7 は8月に『大地の鼓動コンサート』をNaNa5931 は11月に新作『たゆたとうの不思議』を、公演しています。 参加者の意識の向上と、地域における、創作舞台芸術並びに演奏活動の活性化に寄与しています。『親子すまいるフェスタ』は、これまで5回実施し、町内外よりたくさんの家族がつどい、舞台鑑賞を楽しみました。	継 続
児童国際交流活動	国際感覚を養うための派遣、国際交流イベントの事業を推進していきます。 ・姉妹都市交流	平成4年度プリマス青少年訪問団の受入れを開始しています。 現在までの実績 ・訪米青少年 延べ140人 ・来町青少年 延べ160人 (受入れホストファミリー 延べ149家族) 多くの町民との交流や国際理解を進められました。	継 続

取り組み	概要及び主な事業	後期計画	平成27年度 以降の目標
		平成22年度から 平成26年度までの実績	
社会教育施設等の 利用活用の推進	<p>社会教育施設等を活用し、学ぶ意欲・思考力、問題解決力まで含めた確かな学力を身につける取り組みを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セブンビーチアドベンチャースクール ・セブンビーチ親子ふれあい塾 	<p>体験学習事業（合宿通学）4泊5日、アドベンチャースクール、だいき歴史体験等を実施しています。</p> <p>参加した子どもたちは、地域の子ども会活動を始め、様々な活動にリーダー的役割を果たしました。</p>	継 続
豊かな心の育成	<p>子どもの豊かな心を育むため、指導方法や指導体制の工夫改善等を進めていきます。5本の柱（健全育成・授業づくり・ふるさと活動・広報活動・開放講座）となる事業を展開します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・七ヶ浜ジョイント5 ・小中学校交流授業参観交流 ・子どもゆめ議会 ・海浜清掃 等 	<p>子どもたちが自らを地域の一員と意識するようになってきており、子どもゆめ議会での質問に関連し、子どもたちの活動により成果を挙げた事例も出るなど、よりよい地域づくりの実践に寄与しました。</p>	継 続

■基本施策 5. 障害のある子どもへの支援

障害のある子どもが社会の一員として地域社会で主体的に生き、ともに成長できるような環境整備を推進します。

取り組み	概要及び主な事業	後期計画	平成 27年度 以降の目標
		平成 22 年度から 平成 26 年度までの実績	
相談体制の充実	発達の遅れや障害のある子どもの相談を実施するとともに、適切な療育指導や就学指導に努めます。	平成 18 年度より相談支援事業を実施し、保健・福祉・教育等関係機関の連携により相談体制の充実を図りました。	継 続
子育て支援サービスの充実	地域の実情や家庭の要請に応じて、受け入れ体制を整備します。 ・保育所入所 ・幼稚園入園 ・まつぼっくり広場 ・放課後ケア	平成 20 年度より障害児放課後ケアを実施し、障害児子育て支援の拡充を図りました。	継 続
特別支援教育の充実	児童、生徒ひとり一人がよりよい学校生活を過ごせる環境を整備します。	障害のある幼児児童生徒ひとり一人の教育的ニーズに応じた指導、支援の実現に向けて取り組んでおり、平成 26 年度から特別支援教育支援員 1 名を各学校に配置し、児童生徒の学校生活をサポートしてきました。	拡 充
社会参加の促進	障害児、その親の社会活動、行事参加への促進をしていきます。	日中一時支援等障害者地域生活支援事業の充実について、第 3 期障害福祉計画を平成 25 年度に策定し取り組んできました。	継 続

第4章 計画の内容

つながる

～地域における子育て支援のネットワークづくり～

■基本施策 1. 子育てに関する意識啓発の推進

地域の多くの人たちが子育てに関心を持ち・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関する意識啓発を推進します。また、子育てに関する情報が広く行き渡り活用されるよう情報提供を充実してまいります。

取り組み	概要及び主な事業	後期計画	平成27年度 以降の目標
		平成22年度から 平成26年度までの実績	
子育て支援ネットワークづくり	子育て支援の機関、団体、サークル等のネットワークや情報交流の場づくりの充実を図り、サークルづくり、仲間づくりを支援します。	子育て支援センターの掲示板の活用等により、サークルの紹介や遊びの教室等、サークルづくり、仲間づくりを支援してきました。	継 続
子育てに関する意識啓発	子育て支援の機関、団体、サークル等に対し、情報提供の充実を図りながら子育てに関する意識啓発をしていきます。 ・すまいる通信 ・広報誌 ・ホームページ	手づくり情報誌「すまいる通信」で、毎月子どものあそび、しつけなど、サークルの紹介、子育てに関する情報を提供してきました。	継 続

取り組み	概要及び主な事業	後期計画	平成27年度 以降の目標
		平成22年度から 平成26年度までの実績	
子育て支援ガイドブックの作成	各種の子育て支援サービス情報をコンパクトにまとめた子育て支援ガイドブックを作成、提供します。	町の子育て支援の施策をわかりやすく紹介するために、出生届、転入届、相談者来所時において配布してきました。	継 続
ホームページの充実	子育てサービス等の状況についてホームページによる情報提供を充実します。	子育て支援センターでは、子育て支援情報の提供をはじめ、行事や活動状況等の周知に努めました。	継 続

■基本施策 2. 地域における子育て支援の充実

学校・家庭・地域の連携のもと、世代間交流や体験活動を充実し、子どもの健全育成を推進するとともに、家庭や地域における教育力の向上を図ります。また、地域における子育ての相互援助活動を活発にします。

取り組み	概要及び主な事業	後期計画	平成27年度以降の目標
		平成22年度から平成26年度までの実績	
世代間交流の推進 体験学習の推進	<p>保育所、社会福祉施設、社会教育施設等での世代間交流、異年齢交流を推進していきます。</p> <p>町、教育委員会、社会福祉協議会などの連携でボランティア体験事業を行います。また、子どもから参加できるボランティア活動の環境づくりを図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア体験学習 ・中高生と乳幼児のふれあい体験 	<p>保育所の周辺に住む親子を招待して、もちつき交流会や地区老人クラブとの交流を実施しています。</p> <p>生涯学習課主催による「保育体験学習」を実施し、向洋中でのキャリア教育支援は年2回実施しました。</p> <p>運動会やおゆうぎ会では一般の町民も見学できるようにして保育所と地区の交流を深められました。</p>	継 続
学校、家庭、地域連携の歯科保健活動の充実	町内小中学校や地域に歯科保健に関する情報提供や啓発を行います。	町内小中学校への情報提供や歯科指導への助言・協力を行いました。	継 続
地域での食育推進 生産者、事業者の食育啓発	<p>食に関する学習の機会や情報の提供に努めます。</p> <p>生産者、事業者との協力による見学、体験学習や食に関する学習を通して、食育の啓発に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親子料理教室 ・子ども料理教室 	<p>調理体験を通して、地域の食材や食文化の学習及び食生活の大切さについて啓発活動を行ないました。</p> <p>食育に関する取り組みについては、各関係団体と連携を取りながら、よりよい食習慣の励行を進めました。</p>	拡 充

取り組み	概要及び主な事業	後期計画	平成27年度 以降の目標
		平成22年度から 平成26年度までの実績	
健康づくり推進員活動の充実	地域において、食生活・運動・休養など生活習慣に関する総合的な健康づくりの支援活動を充実します。	平成22年度に活動の充実を図るため、食生活改善推進員組織と保健推進員組織が統合し、「健康づくり推進員」として活動しました。各地区において、健康づくりの支援活動を実施しました。また、住民との対話訪問活動も積極的に取り組みました。	拡 充
民生委員児童委員活動の充実	民生委員児童委員との連携を図り、子どもや家庭に対する相談、援助活動の充実を図ります。	主任児童委員を中心に、児童虐待やいじめの早期発見・情報収集、一人親家庭等に対する相談活動を進め、要保護児童対策に努めました。	継 続
地域防犯活動の推進	町内会や民生委員児童委員等の協力による地区内の防犯パトロール活動や防犯ネットワークづくりを推進します。 ・防犯パトロール ・子ども110番の家	町防犯協会や町内会子ども110番の家の協力により、子どもたちの安全・安心のための見守り活動として、防犯パトロールや防犯活動推進を行ないました。	継 続
子育て支援ボランティアの育成	ボランティアの人たちには、子育て支援センターを活動拠点として、各種行事等に積極的に参加してもらい、子育て親子への大きな力として支援してまいります。	子育て支援をするボランティアが増え、子育て支援センターが活動の場となっています。親達が生子育て支援センターで仲間づくりをし、支援してくれる人達の力を借りて、自分たちで企画・運営する自主活動も開催しました。	継 続

取り組み	概要及び主な事業	後期計画	平成 27 年度 以降の目標
		平成 22 年度から 平成 26 年度までの実績	
福祉教育の充実	地域や学校における福祉体験及び福祉出前講座を開催し、福祉に対する理解を高めてまいります。町ボランティアセンターをはじめ町社会福祉協議会等と連携協力しながら、講習会の開催や研修を開催します。	中学校におけるキャップハンディ体験及びボランティア体験を学年毎に、段階的福祉教育プログラムで開催してきました。全学年で年 2 回通学途上のゴミ拾いや各小中学校合同の海浜清掃を行ないました。	拡 充

■基本施策 3. 仕事と子育ての両立の推進

親と子どものふれあう時間や家庭の役割の重要性を考慮し、親の仕事時間と生活時間のバランスをとることや職場での子育て家庭を見守る意識の向上に取り組めます。

取り組み	概要及び主な事業	後期計画	平成 27 年度 以降の目標
		平成 22 年度から 平成 26 年度までの実績	
男女共同参画の推進	豊かな家庭生活の実現を目指し、さまざまな機会や媒体を通じて、男女共同参画意識の啓発を促進します。	国や県の取り組み情報や活動状況の啓発パンフレットなど、町内公共施設を通じて周知しました。また、企業や関係団体等にも配布しました。	継 続
育児休業制度の普及啓発	事業所における育児休業制度の一層の普及を促進するため、啓発に努めます。	国や県の取り組みなどの啓発パンフレットを町内の公共施設を通じて配布しました。	継 続
再雇用・再就職の促進	妊娠、出産、育児により一時退職した女性の再就職を支援するための相談や情報、学習の機会の提供に努めます。	母子手帳交付、子育て相談及び一時保育や保育所入所相談等、子育て支援にかかる情報提供を行いました。また、一時保育預り等の実施により、再就職などの就労機会の拡大に向けた支援を行いました。	継 続
父親の家庭及び学校、地域活動への積極的参画の推進	子どもの参加するイベント、学校行事、余暇活動に父親も積極的に参加する機会を持つよう働きかけます。	母子手帳の交付や乳幼児健診及び子育てイベント等に父親の参加が多く見受けられるようになりました。スポーツ少年団を通じた父親同士の交流が図られました。町内小・中学校では「親父の会」が組織され、活動しているところがありました。	継 続

■基本施策 4. 子どもを見守る活動の推進

子どもの心身に深刻な影響を与え、子どもの権利を侵害するといえる児童虐待やいじめなどに対して、要保護児童対策地域協議会を設置し、学校・地域・行政・関係機関が連携して取り組みます。

取り組み	概要及び主な事業	後期計画	平成 27 年度 以降の目標
		平成 22 年度から 平成 26 年度までの実績	
要保護児童対策 地域協議会	児童虐待防止等ネットワークの充実により、相談支援活動の拡充を図り、児童虐待の未然防止に努めます。子育て支援センターが要保護児童対策の調整機関として児童相談の受付、協議会運営事務総括を担当しています。 ・代表者会議 年 1 回 ・実務者会議 年 3 回 ・個別検討会議 随時	保健、教育、福祉、司法関係機関等の関係者により構成されている「七ヶ浜町要保護児童対策地域協議会」を開催しています。 関係機関と連携し、要保護児童の早期発見に努めました。また個別検討会議を随時行ない、意見やアドバイスをもとに、適切な支援対策を行ってきました。	継 続
相談体制の充実	地域に密着した相談の充実を図るとともに、要保護児童に関する通告義務についての広報・啓発に努めます。	毎年 11 月の児童虐待防止推進月間に、関係機関にポスター掲示の依頼やぼっけまつり時にチラシ配布をするなど防止に向けての啓発活動を展開してきました。	継 続
支援体制の充実	子どもたちの虐待防止については保育所や幼稚園、学校などと連携し、早期発見・早期対応に努めていきます。 ・保健、教育、福祉等の連携	虐待と思われる状況に応じて、報告や現地確認が認められるようになり、初期の段階から状況把握できる体制づくりが進められました。情報を共有し早期発見・早期対応に取り組んできました。	継 続

第4章 計画の内容

ささえあう

～子育てを応援する地域づくり～

■基本施策 1. 親子の健康の確保及び増進

保健・医療の連携を図りながら、健康診査や発達相談を拡充し、地域における母子保健施策を推進します。

取り組み	概要及び主な事業	後期計画	平成27年度 以降の目標
		平成22年度から 平成26年度までの実績	
妊婦健康診査事業	妊婦が、安全・安心な出産を迎えることができるよう、医療機関による妊婦健診などの活用を進めてまいります。	安心して出産を迎えられるために、妊婦健診の助成を行っています。さらに、多胎妊婦に対する追加助成や里帰り出産(県外医療機関)への償還払いによる助成を実施しました。	継 続
不妊治療対策	子どもを産みたい方々に対する不妊治療の支援と情報提供の充実を図ります。	県の特定不妊治療費助成事業等に関する情報提供を実施しました。	継 続
乳幼児健康診査事業	子どもが健全に育まれるために、発育・発達を確認し、疾病等を早期発見し、必要な支援ができるように努めます。	母子手帳交付時から、様々な機会に、乳幼児健診に関する啓発・受診勧奨を行ないました。また、乳幼児健診の未受診者に対しては、状況把握に努め、受診勧奨等により、受診率の向上及び必要な支援が受けられるよう努めました。	継 続

取り組み	概要及び主な事業	後期計画	平成27年度以降の目標
		平成22年度から平成26年度までの実績	
乳幼児発達相談事業	発達や子育てに支援が必要な親子を対象に、健やかな発達を促すため、幼児健診等において発達相談を実施します。	身近な所で専門的な相談を受けることができるため、相談件数は増加傾向にありました。幼稚園や保育所とも連携を図りながら、子どもの健やかな発達支援や育児不安軽減に努めました。	継続
予防接種事業	乳幼児を感染症から守るために、集団及び個別の予防接種を実施し、予防接種率の向上に努めます。	予防接種法改正に伴う、定期予防接種の増加に合わせ、個別通知や関係機関との連携等により、予防接種しやすい体制づくりと接種率向上に努めました。	継続
小児救急医療	平日夜間診療医療機関の充実を図るとともに、小児・乳幼児の救急医療の確保、充実を図ります。	塩釜地区休日急患診療センターにおいて、小児科(15歳以下)の診察を土・日曜日・国民の休日等に行われました。	継続
乳児家庭全戸訪問(新生児・妊産婦訪問事業)	保健師、助産師などによる家庭訪問指導を行い、発育測定、発達相談や子育て相談の充実に努めます。	乳児家庭全戸訪問事業として、新生児・妊産婦の訪問は、9割以上の実施率を継続しました。妊婦には、窓口や電話相談にて個別に対応し、医療機関との連携も図りました。	継続
歯科保健の推進	乳幼児から学童期に、う歯予防に関する情報提供等と連携を図り歯科保健の推進に努めます。	乳幼児期の健診や健康相談等において、歯科診察や指導を実施しました。また小・中学校への歯科保健に関する情報提供や連携に努めました。	継続

取り組み	概要及び主な事業	後期計画	平成27年度以降の目標
		平成22年度から平成26年度までの実績	
食育啓発・食育推進会議	望ましい食習慣の形成を図るため、乳幼児期から食育の啓発を図っていきます。また、食育推進会議を中核として指導・支援の充実を図ります。	七ヶ浜町食育推進計画のもと、望ましい食習慣の形成を図るため、関係機関との連携のもとに継続的に指導・支援を行いました。	拡 充
思春期保健対策	思春期における心身の問題について、関係機関との連携により相談体制の充実を図ります。	相談や訪問等の個別対応と必要に応じた関係機関との連携を図りました。	継 続
未熟児養育医療給付事業	出生体重2,500グラム以下で医師が養育治療を必要と認める未熟児に対し、生後速やかに指定医療機関において養育に必要な医療の給付を行います。	平成25年度より県から権限移譲された事業。 未熟児は、正常な新生児に比べて生理的に欠陥があり、疾病にもかかりやすく、その死亡率は極めて高率であるばかりでなく、心身の障害を残すことが多いことから、未熟児が出生した際、生後速やかな対応を行いました。	継 続

■基本施策 2. 子育て支援サービスの充実

子育ての形態が多様化している中、すべての子育て家庭への支援を行うため、地域におけるさまざまな子育て支援サービスを充実します。

取り組み	概要及び主な事業	後期計画	平成27年度 以降の目標
		平成22年度から 平成26年度までの実績	
養育支援家庭訪問事業	乳児の養育について支援が必要である家庭に対し、育児家事支援員等を派遣し、必要性に応じて専門的な支援を実施しています。	平成22年10月1日より事業を開始。 母子手帳交付及び出生届時の相談において、対象者の把握に努め、必要な専門的支援を受けられるよう努めました。	継 続
一時預かり事業 (一時保育事業) 特定保育事業	保護者の育児疲れに対するリフレッシュ保育、入院、出産などの一時保育サービスを充実していきます。	年々利用者が増加し、母親へのサポートと同時に子どもの発達を促す場にもなっています。 【利用状況(延べ人数)】 ・平成24年度 1,621人 ・平成25年度 1,679人 (1歳の誕生日から就学前の子どもが利用できます。)	拡 充
幼稚園預かり保育事業	保護者の就労形態の多様化に伴い、預かり保育の実施について充実を図ります。 ・町内私立幼稚園5箇所	私立幼稚園で、幼稚園の退園時間からの預かり保育を実施しました。	継 続
通常保育事業	家庭において、日中保育に欠ける子どもの保育を行い、健全育成を図ります。また、保護者支援及び地域の子育て家庭に対する支援を行います。	平成23年度に認定こども園が2か所整備され、町立保育所1か所と合わせて計3か所になったことで待機児童が解消されました。 遠山保育所 定員 90名 認定こども園遠山保育園 定員 70名 認定こども園汐見台保育園 定員 40名	拡 充 (定員) 認定こども園 遠山保育園 75名 認定こども園 汐見台保育園 55名

取り組み	概要及び主な事業	後期計画	平成27年度 以降の目標
		平成22年度から 平成26年度までの実績	
特別保育事業	<p>保育サービスの拡充を図ります。</p> <p>延長保育時間 (町立保育所) 18時30分～19時</p> <p>(認定こども園) 18時30分～19時30分</p> <p>障害児保育</p>	<p>就労しながら子育てをする家庭への支援として行っています。</p> <p>障害児保育は、3歳くらいまでまつぼっくり広場に通い、その後は幼稚園に通園する傾向が見られました。</p>	継 続
病後児保育事業	<p>保護者の就労等により病後回復の過程にある児童の保育に支障がある場合、施設に付設専用スペースで預かる事業を行い、子育て家庭に対する支援をします。</p>	<p>専用スペース及び看護師の配置に伴う費用等の問題があり、導入については難しい状況にありました。</p>	事業の実施 (新規事業)
認定こども園事業	<p>就学前の子どもを対象に教育・保育を行い、子育て家庭を支援します。</p>	<p>平成23年4月に2か所開所されたことにより、子育て家庭への支援が行われ、待機児童解消にもなりました。</p>	継 続
ファミリー・サポート・センター事業	<p>育児の援助を受けたい人と提供できる人が会員登録し、センターの調整のもと援助を提供する会員宅で子どもを預かる事業を行い、子育て家庭に対する支援をします。</p>	<p>サービスを提供できる人材の確保が難しく、事業の実施については難しい状況にありました。</p>	事業の実施 (新規事業)

■基本施策 3. 経済的支援と住環境の整備

地域で安心して子どもを産み育てることができるよう、経済的負担の軽減及びバリアフリーの視点を取り入れた地域の住環境、公共施設の整備等を推進します。

取り組み	概要及び主な事業	後期計画	平成 27 年度以降の目標
		平成 22 年度から平成 26 年度までの実績	
子ども医療費助成	医療費の一部を助成し、適切な医療と受診の機会を確保することにより児童の福祉の増進を図っていきます。	平成 25 年 4 月 1 日より乳幼児医療費助成制度が子ども医療費助成制度に改正。対象年齢が義務教育就学前だったものが入通院とともに 12 歳到達後最初の 3 月 31 日までに拡大しました。	平成 27 年 4 月 1 日より入通院とともに 15 歳到達後最初の 3 月 31 日までに拡大
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭の医療費の負担を軽減するため、医療給付制度を継続実施し、医療費支援に努めます。	配偶者のいない女子又は男子と現に扶養を受けている児童並びに父母のいない児童で構成されている家庭に対して医療費の軽減を図りました。	継 続
児童手当事業	子どもを養育する家庭の生活の安定と次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上のため、児童手当の支給を行います。 ・年 3 回支給	平成 24 年度に子ども手当(特別措置法)から児童手当に移行し、同年 6 月支給分から所得制限(特例給付)が設けられました。児童 1 人当たり、3 歳未満は月額 15,000 円。3 歳以上小学校終了前(第 1 子・第 2 子)月額 10,000 円。(第 3 子以降)月額 15,000 円。中学生、月額 10,000 円。特別給付(所得制限限度額以上の場合)月額 15,000 円	継 続
児童扶養手当事業	母子父子家庭等への児童扶養手当の給付を行い、生活安定を図っていきます。 ・年 3 回支給	母子父子家庭等の生活安定の一助として、制度が着実に根付いています。受給者数はここ数年横ばい状態が続いています。	継 続

取り組み	概要及び主な事業	後期計画	平成 27 年度 以降の計画
		平成 22 年度から 平成 26 年度までの実績	
幼稚園就園奨励費 補助	幼稚園に子どもを通わせている家庭の経済的負担を軽減するため、所得に応じて保育料等を減免・補助します。	平成 25 年度実施状況 園児数 276 人 内訳：第 1 子 171 人 第 2 子 98 人 第 3 子以降 7 人 就園奨励費の助成により、幼児教育の円滑な実施が図られました。	継 続
児童生徒就学援助	小中学生の保護者の負担軽減に努めます。	経済的理由により、就学困難な児童生徒について、学用品費等の援助を行いました。	継 続
住環境の整備	公園・緑地環境や道路などの整備に努めます。	公園、緑地の除草、清掃、剪定及び遊具の点検、修理を実施し安全な遊び場確保に努めました。 道路改良。補修及び歩道の設置を実施し車輛交通の安全確保及び歩行者保護に努めました。 幹線道路の整備補修については、道路整備中期計画に基づき実施しました。	継 続
良好な住宅の確保・情報提供	子育て世帯への支援に関する住宅確保の情報提供を行います。	県、町営住宅の情報提供や問い合わせ等に対応しました。	継 続
人にやさしい公共施設	公共施設等における妊産婦や乳幼児連れの人々が安心して外出できるような公共施設の充実を図ります。	七中、向洋中とも多目的トイレを新設しました。	生涯学習センターにエレベーター、手すり、点字プロックの設置

■基本施策 4. 子どもの安全の確保

地域における自主防犯活動、事故や犯罪を未然に防ぐまちづくりを進め、子どもを交通事故や犯罪の被害から守るための取り組みを推進します。

取り組み	概要及び主な事業	後期計画	計画
		平成 22 年度から 平成 26 年度までの実績	平成 27 年度 以降の目標
子どもの非行防止・健全育成活動の推進と啓発	子どもの非行防止や健全育成に関する相談体制・情報提供の充実を図ります。 ・青少年健全育成 ・社会を明るくする運動	平成 26 年度「青少年健全育成七ヶ浜町民会議」は 83 機関(団体)で構成されており、研修会等を実施しました。	継 続
事故や犯罪防止に配慮した環境設計の整備	子どもが事故や犯罪等の被害に遭わないよう、道路・公園・公共施設等を整備します。 ・交通環境の整備 ・防犯施設整備 ・緑地の整備 ・防犯広報啓発	交通事故防止のため、横断歩道の補修や、カーブミラー・交通標識の設置を行っています。また、犯罪防止においては、防犯灯の設置及び修繕や町防犯協会によるパトロールを実施しました。	継 続
交通安全教室の推進	子どもの交通事故防止のため、交通安全指導隊及び各種団体、関係機関等との連携・協働による取り組みを行います。 ・交通安全運動 ・通園通学路の安全点検 ・交通安全教育の啓発	町内、各小学校で交通安全教室が実施されており、これに伴い交通安全指導隊も出席し指導を行いました。	継 続
チャイルドシートの使用啓発	各種行事でのチャイルドシート展示、装置指導による普及啓発を図ります。	町及び交通安全各種団体の啓発により、着用率が増加しています。 チャイルドシート・ベビーシートの貸出も実施しました。	継 続

次世代育成支援行動計画—後期計画重点目標の進捗状況

目 標	項 目	平成 22 年度～平成 26 年度
		実績
地域子育て支援拠点機能の充実	子育て支援総合窓口として、子育て支援センター機能の充実	子育て支援センターを整備し、活動拠点としての機能を推進してきました。
	子どもの遊び、健康増進、情操を高めることを目的とした支援施設の検討	子育て支援センター等関係施設にて支援の推進をしてきました。
	福祉教育の展開	関係機関との連携にて展開されてきました。
放課後児童健全育成の充実	留守家庭児童保育館運営にかかる外部委託の検討	未実施により、引き続き検討していきます。
	放課後の居場所づくりや地域活動拠点の拡充	第 2 児童保育館や第 3 児童保育館が改築され、放課後の居場所づくりや地域活動拠点の拡充が図られました。
多様な子育て支援サービスの充実	幼保連携型認定こども園による保育の拡充	認定こども園が 2 か所開所し、保育の拡充が図られた。
	子育て経験者等の人材活用による子育て支援の充実	ボランティア活動が活発に行われ、子育て支援が図られた。
	保育所計画にかかる遠山保育所改築の検討	平成 24 年度に遠山保育所を改築しました。 (目標達成)

平成 27 年度～平成 31 年度の重点目標

■ 地域子育て支援拠点機能の充実

○子育て支援総合窓口としての子育て支援センター機能の充実

■ 放課後児童健全育成の充実

○留守家庭児童保育館運営にかかる外部委託の検討

○第 1 児童保育館の改築により安全・安心に過ごせる環境の提供

■ 多様な子育て支援サービスの充実

○ファミリー・サポート・センター事業等の展開による子育て支援の充実

第5章

教育・保育、地域子ども・ 子育て支援事業について

第5章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業について

1. 幼児期の教育・保育提供の区域設定

子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」では、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業について、「量の見込み」「確保方策」の単位として、提供区域の設定が義務付けられています。町としては、各施設や事業の現在の実施状況や利用状況などを勘案して、以下のように区域を設定し、今後の需要の変化に適切に対応しながら、多様なサービスの提供を推進します。

分類	施設・事業名		区域
教育・保育	教育・保育施設	幼稚園・保育所・認定こども園	町内全域
	地域型保育事業	家庭的保育・小規模保育 居宅訪問型保育・事業所内保育	
地域子ども・子育て支援事業	① 利用者支援に関する事業		町内全域
	② 地域子育て支援拠点事業		
	③ 妊婦健康診査事業		
	④ 乳児家庭全戸訪問事業		
	⑤ 養育支援家庭訪問事業		
	⑥ 子育て短期支援事業		
	⑦ 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)		
	⑧ 一時預かり事業		
	⑨ 延長保育事業		
	⑩ 病児・病後児保育事業		
	⑪ 放課後児童クラブ事業 (放課後児童健全育成事業)		

子ども・子育て支援新制度では、認定こども園・幼稚園・保育所を利用する際には、教育・保育の必要性に応じて、次の3つの認定区分により町の認定を受ける必要があります。また、新制度の施行に伴って、地域型保育事業が新設されます。

【給付対象児童の認定区分】

	学校教育	保育の必要性あり
3～5歳児	【1号認定】	【2号認定】
0～2歳児	—	【3号認定】

【支給認定区分の内容】

認 定 区 分		給付の内容	利用できる 教育・保育の場
1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもで、保育の必要でない者	教育標準時間※	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもで、保護者の労働又は疾病その他の事由により保育が必要な者	保育標準時間※ 保育短時間※	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の小学校就学前の子どもで、保護者の労働又は疾病その他の事由により保育が必要な者	保育標準時間※ 保育短時間※	保育所 認定こども園 小規模保育等

※教育標準時間：幼稚園の教育時間を想定した利用時間

※保育標準時間：フルタイム就労を想定した利用時間

※保育短時間：パートタイム就労等を想定した利用時間

【家庭的保育事業等(地域型保育事業)】

事業の種類	内 容
家庭的保育事業	家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5人以下)を対象にきめ細かな保育を行います。
小規模保育事業	少人数(定員6～19人)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。
居宅訪問型保育事業	保護者の自宅で1対1での保育を行います。
事業所内保育	事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します。

【新制度における給付対象となるための認可と確認】

	施 設・事 業	認可の権限	確認の権限
教育・保育施設	認 定 こ ど も 園	宮城県	七ヶ浜町
	幼 稚 園		
	保 育 所		
家庭的保育事業等 (地域型保育事業)	家 庭 的 保 育 事 業	七ヶ浜町	
	小 規 模 保 育 事 業		
	居 宅 訪 問 型 保 育 事 業		
	事 業 所 内 事 業※1		

※1 事業所内保育事業が地域型保育給付の対象となるためには、従業員の子どものほか、地域における保育を必要とする子どもにも保育を提供することが必要です。

2. 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策

給付の対象となる児童に対し、幼児期の学校教育・保育のニーズ量に合わせた施策整備等を実施します。

■見込量の算出方法

次の内容を勘案して、見込み量の算出をしています。

○ニーズ調査により算出された数値を使用しています。

○実情に応じて利用実績を見込み量としている項目があります。

1号認定（3～5歳）

年 度		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		174 人	159 人	150 人	150 人	145 人
② 確保 内容	特定教育・保育施設 （幼稚園）	130 人	130 人	130 人	130 人	130 人
	確認を受けない幼稚園	55 人	55 人	55 人	55 人	55 人
達成状況②－①		11 人	26 人	35 人	35 人	40 人

2号認定（3～5歳）

年 度		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		121 人	121 人	121 人	121 人	121 人
② 確 保 内 容	特定教育・保育施設（認 定こども園・保育所）	121 人	121 人	121 人	121 人	121 人
	特定地域型保育事業	—	—	—	—	—
	確認を受けない幼稚園 （従来の私立幼稚園）	—	—	—	—	—
達成状況②－①		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

3号認定（1～2歳児）

年 度		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		84 人	84 人	84 人	84 人	84 人
② 確 保 内 容	特定教育・保育施（認 定こども園・保育所）	84 人	84 人	84 人	84 人	84 人
	特定地域型保育事業	—	—	—	—	—
達成状況②－①		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

3号認定（0歳児）

年 度		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		15人	15人	15人	15人	15人
② 確 保 内 容	特定教育・保育施設（認 定こども園・保育所）	15人	15人	15人	15人	15人
	特定地域型保育事業	—	—	—	—	—
達成状況②-①		0人	0人	0人	0人	0人

0～2歳児の保育利用率

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
児 童 数	325人	315人	300人	285人	273人
利 用 定 員 数	99人	99人	99人	99人	99人
保 育 利 用 率	30.5%	31.4%	33.0%	34.7%	36.3%

【確保の方策】

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
内 容	<p>○今後も待機児童が出ないように、認定こども園・保育所での保育の場を提供し、保護者への支援を一層充実していきます。</p> <p>○随時、子ども・子育て支援新制度に関する情報提供を行います。新制度への移行を希望する幼稚園に対しては、移行に向けた支援を行っていきます。</p>				

3. 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法第 59 条の規定により市町村は子ども・子育て支援事業計画に従って子ども・子育て支援事業を実施していきます。地域の実情を把握し、ニーズに対応した子育て支援サービスの充実や、子育て相談・情報提供等を通じ、質の高い地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保を図ります。

■見込量の算出方法

次の内容を勘案して、見込み量の算出をしています。

○ニーズ調査により算出された数値を使用しています。

○実情に応じて利用実績を見込み量としている項目があります。

1)利用者支援事業

・子ども及びその保護者等、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施していく事業です。

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
確保の内容	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
確保の方策	○町子育て支援センターに専門的知識を有した職員が相談・助言を行なっています。今後も利用者への支援をより一層充実していきます。				

2)地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

・乳幼児及びその保護者等が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	795 人/年	770 人/年	734 人/年	697 人/年	667 人/年
②確保の内容	3,000 人/年	3,000 人/年	3,000 人/年	3,000 人/年	3,000 人/年
	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
達成状況②-①	2,205 人/年	2,230 人/年	2,266 人/年	2,303 人/年	2,333 人/年
確保の方策	○町子育て支援センターを拠点として、子育てについての相談・情報提供等を引き続き行い、子育てのための支援事業をより一層充実していきます。				

3) 妊婦健康診査事業

・妊婦の健康保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導等を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
確保の方策	○安心して出産を迎えられるよう妊婦健診の助成をこれまでと同様に行い、安心して出産できるよう支援していきます。さらに多胎妊婦に対する追加助成や、里帰り出産への償還払いによる助成を継続していきます。				

4) 乳児家庭全戸訪問事業

・生後 4 か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
確保の方策	○助産師・保健師などによる家庭訪問指導を行い、発育測定・発達相談や子育て相談の充実を努め、育児負担の軽減を図れるよう支援していきます。				

5) 養育支援家庭訪問事業

・養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、適切な養育の実施を確保する事業です。

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
確保の方策	○乳児の養育について支援が必要である家庭に対し、育児家事支援員等を派遣し、必要性に応じて専門的な支援を実施し、適切な養育ができるよう支援していきます。				

6) 子育て短期支援事業

・保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ事業)です。

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
確保の方策	○ニーズ調査からの量の見込みはみられませんでした。引き続き状況の把握に努めます。今後も県と連携を図り、児童福祉施設等の利用などにより対応し、子育て支援に努めていきます。				

7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

・地域の子育て支援強化のため子育ての援助を受けたい方と援助を行える方を会員とし、地域における育児の相互援助活動を行う事業です。

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	336 人/年	312 人/年	288 人/年	264 人/年	264 人/年
②確保の内容	0 人/年	100 人/年	150 人/年	200 人/年	264 人/年
達成状況②-①	▲336 人	▲212 人	▲138 人	▲64 人	0 人
確保の方策	○平成 27 年度はサービス提供基盤の整備を図り、平成 28 年度以降にニーズにあったサービスが提供できるよう努めていきます。				

8) 一時預かり事業

・家庭において保育が一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

①町保育所内での一時預かり

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	3,269 人/年	3,064 人/年	2,899 人/年	2,840 人/年	2,740 人/年
②確保の内容	3,600 人/年	3,600 人/年	3,600 人/年	3,600 人/年	3,600 人/年
達成状況②-①	331 人/年	536 人/年	701 人/年	760 人/年	860 人/年

②幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

年 度		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	1号認定による利用	240 人/年	240 人/年	240 人/年	240 人/年	240 人/年
	2号認定による利用	760 人/年	760 人/年	760 人/年	760 人/年	760 人/年
②確保の内容	一時預かり事業	0 人/年	500 人/年	1,000 人/年	1,000 人/年	1,000 人/年
達成状況②-①		▲1,000 人	▲500 人	0 人	0 人	0 人

確保の方策	○保育所での一時預かり事業を継続し、引き続き子育て家庭への支援を充実していきます。 ○幼稚園での一時預かり事業の実施については引き続き検討していきます。
-------	---

9) 延長保育事業(時間外保育事業)

・通常の利用時間以外において、認定こども園・保育所等にて保育を行なう事業です。

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	42人	42人	42人	42人	42人
②確保の内容	42人	42人	42人	42人	42人
達成状況②-①	0人	0人	0人	0人	0人
確保の方策	○現在も保護者の就労状況に合わせた事業を実施しており、今後も認定こども園・保育所にて保育サービスを提供していきます。				

10) 病児・病後児保育事業

・病気にかかっている子どもや回復期にある子どもを病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業です。

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	480人/年	480人/年	480人/年	480人/年	480人/年
②確保の内容	240人/年	480人/年	480人/年	480人/年	480人/年
達成状況②-①	▲240人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年
確保の方策	○専用スペースや看護師等の確保等の問題があり、町単独での実施には難しいところがあります。病児・病後児保育を実施している保育施設への委託を検討し、保護者の就労と子育ての両立への支援を図っていきます。				

11) 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)事業

・保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	156人	180人	187人	180人	165人
②確保の内容	156人	180人	187人	180人	165人
	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
達成状況②-①	0人	0人	0人	0人	0人
確保の方策	○環境の整備等を図りながら、平成31年度までに6年生までの児童を対象とした事業の展開をしていきます。 ○事業運営にかかる外部委託の検討をしていきます。				

第6章

計画の推進に向けて

第6章 計画の推進に向けて

本計画は、七ヶ浜町長期総合計画や関連する他の計画と連携・調整を図りながら、子ども・子育て支援に関わる事業について体系的に取り組み、計画の推進を図ります。

1 子ども・子育て会議の運営

子ども・子育て会議において、本計画を継続的に点検・評価・見直しを実施し、計画の着実な推進を図っていきます。

2 計画に基づく施策の実施状況の公表

計画の進行状況を点検し計画の着実な推進を目指します。また、計画の実施状況につきましては町民に公表します。計画を変更する場合は、町民のニーズや意見を反映し、公表いたします。

3 関係機関・団体等との連携

1) 町民や関係団体との連携

計画の推進にあたっては、家庭・地域・学校・企業・行政など、子育て支援に関わるすべての人と情報の共有化を図りながら、事業の推進・調整を行うとともに協働して施策の推進に取り組んでまいります。

2) 地域における推進体制

地域における子育て支援を推進するため、町内会・子ども会育成会・PTA・民生委員・主任児童委員・社会福祉協議会・シルバー人材センター・アクアゆめクラブ・スポーツ少年団・サークル・ボランティア等、情報を共有しながら人材の確保・育成ができるよう、充実した子育て環境づくりに努めます。

3) 庁内体制の整備

子育て支援センターをはじめ、児童福祉・教育・保健・医療・生活環境等の各部門の総合的な視点から関係課や関係団体との協力が必要となっています。関係機関との体制を整備し、計画を推進してまいります。

資料編

1. 七ヶ浜町子ども・子育て会議条例

(設 置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65条。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、七ヶ浜町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(組 織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから、町長が任命する。

- (1) 子ども（法第6条第1項に規定する子どもをいう。）の保護者（同条第2項に規定する保護者をいう。）
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学歴経験のある者
- (6) その他町長が適当と認める者

(任 期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(会 長)

第4条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第5条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 子ども・子育て会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委 任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

2. 七ヶ浜町子ども・子育て会議 委員名簿

■会議開催風景



■委員長、副委員長、委員

(敬称略、順不同)

区分	所 属	氏 名	備 考
委員長	教育関係者	中村 幸弘	七ヶ浜中学校教頭
副委員長	教育・保育関係者	渡邊 文雄	認定こども園遠山保育園園長
委 員	保護者（保育所）	岸柳 睦代	H25 年度遠山保育所父母の会会長
委 員	保護者（幼稚園）	鈴木 こす恵	H25 年度松ヶ浜幼稚園父母教師会長
委 員	子ども会育成会	浅野 香子	子ども会育成会 会長
委 員	教育関係者	佐藤 郭夫	汐見小学校教頭
委 員	教育・保育関係者	本郷 友道	第二柏幼稚園園長
委 員	事業所関係者	我妻 郁	杜の都信用金庫七ヶ浜支店支店長
委 員	福祉関係者	土井 義子	主任児童委員
委 員	福祉関係者	小野 哲	七ヶ浜町社会福祉協議会
委 員	行政関係者	赤間 長一	教育総務課長

■事務局

地域福祉課長

子育て支援センター所長 他3名

七ヶ浜町子ども・子育て支援事業計画
平成 27 年 3 月

編集・発行

七ヶ浜町 地域福祉課・子育て支援センター

〒985-0804

宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜字東兼田 35-10

(子育て支援センター)

電話 (022) 362-7731

七ヶ浜町ウェブサイト <http://shichigahama.com>